

昭和五十八年三月二十二日（火曜日）
午前十時七分開会

厚生大臣 大野明君	林義郎君
--------------	------

労働省労働基準

陽 女

医療等の実情を調査するため、香川、兵庫の両県

世界同時不況、国内経済の低迷等を反映し、両県とも最近の県内経済及び雇用の動向は厳しさを増しておりますが、地場産業を中心とする中小企業が多い香川県に比し、産業構造が各大手企業を主体としている兵庫県ではその影響がより大きく、特定産業での雇用調整の動きが強まるなど、深刻な状況が続いております。

これを最近の経済指標で見ますと、香川県では、実質経済成長率は五十四年の六・四％から五十五年には一・八％に下降したまま低調に推移しておりますが、有効求人倍率は五十四年に一倍を割って以降漸次低下したといえ、なお五十七年上期で〇・八三倍と、全国平均の〇・六倍を上回っております。また、新規学卒者の求人倍率も、中学、高校、大学のいずれも四倍を超えております。

これに対し兵庫県では、景気の停滞を反映して常用雇用指数も低下しており、また、有効求人倍率は五十五年の〇・五一倍、五十六年の〇・四四倍から五十七年十一月には〇・三九倍にまで低下しています。このため、五十六年度の雇用保険の初回受給者数は約七万八千六百人と対前年比で九・七％、受給者実人員では約四十六万五千四百人と対前年比で七・八％と、それぞれ大幅な増加傾向を示しています。

このような状況の中で、両県ともに中高年齢者や身体障害者の有効求職者は増加している一方、求人側の若年者志向が強いこと等から、これらの

者の就職は一層困難となっているのが実情です。香川県は、全国八番目の高齢県として、中高年齢者の雇用と生活の安定を重要課題として取り組んでおります。すでに民間企業の高年齢者雇用率は、五十七年六月で九・六％と法定雇用率を三・六％も上回っているほか、六十歳以上の定年制の企業も全国平均を上回るなどの実績を上げています。さらに、六十歳代前半層の継続雇用の推進のほか、高松市、丸亀市に設立されたシルバー人材センターの育成強化、各種給付金制度の活用による再就職の促進等の諸施策をより強力に推進しているところであります。

また、兵庫県におきましても、中高年齢者の雇用維持を基本とし、定年延長を基軸として、企業に対する集団指導、個別指導を積極的に展開するなど、諸施策を講じているところです。ここで特に注目されたのが身体障害者、ことに就職の困難な重度障害者に対する雇用確保のための受け皿づくりであります。それは昨年末操業を開始した加西市の第三セクター方式による身体障害者雇用モデル工場であり、当工場は、電子レンジ用マグネトロン部品製作により年間約十億円の生産高を目標に、三年計画で約七十人の従業員の半数を重度障害者雇用にあてるというものです。

なお、本州四国連絡橋の児島―坂出ルートの進捗状況について、坂出で現地説明を受けました。本工事就業者は、現在千五百人から千六百人であります。五十九年度から工事が本格化することに伴い、地元優先雇用を公団等に要望していくこととあります。

次に、特定産業の実情について申し上げます。香川県におきましては、需要の停滞により木材産業が減産基調にあるほか、造船関連企業も新規受注の不振などにより、全般的に生産活動は低調に推移しています。これが対応を雇用調整助成金の支給決定状況で見ますと、五十七年四月から九月の間に、八十件、二万七千五百五十人日となっております。その八五％が木材関連及び窯業、土石製品製造業など、住宅関連産業となっております。

また、特定不況業種離職者臨時措置法に基づく指定業種関係の労働者は、下請企業を含めて約四万人であります。五十六年以降では、平電炉の八十人を除けば現在までのところ大量離職者はなく、また、求職手帳発給者の大部分は再就職しているとのことであります。

これに対し兵庫県では、鋼船の生産が五十年当時の四分の一程度に落ち込んでいるほか、高炉鉄鋼では輸出の低迷と在庫高などにより大幅減産が続いており、余剰人員対策として、残業規制、配転、採用の抑制等に加え、雇用調整を実施する動きが大手企業を中心に広がっています。これにより雇用調整助成金の支給決定件数は、五十七年四月から十二月までに二百三十五件で、休業延べ日数約四千二百五十人日、支給決定総額約一億四千五百万円と大幅な増加を示しております。また、特定不況業種離職者臨時措置法の求職手帳発給数は、累計で約四千六百件、うち特定地域指定の相生職業安定所管内が約千二百件で、その大部分が船舶製造修理業関係となっております。

このような動きに対応し、特に高年齢者や心身障害者に対し寄せられないよう雇用率制度の達成、雇用調整助成金制度のより機動的、弾力的運用等を図り、失業の予防と雇用の安定確保に努めているところであります。基本的には、先端産業の誘致、育成など、産業構造の転換が今後の緊急かつ重要な課題となっていることとあります。

なお、両県から特定不況業種離職者法等の期限延長について、また、香川県からはシルバー人材センターに対する国の補助の期限延長について、格別の配慮をされたいとの要望がありました。

次に、老人保健法関係について申し上げます。香川県の老人人口比率は五十七年で二・四％と、全国平均より約十年早く高齢化が進んでおります。このため、老人保健医療対策を年々充実させてきております。ことに老人医療費支給事業における六十八歳と六十九歳を対象とする県単事業は、五十七年四月現在で対象者約一万二千四百

人、補助額二十六億に及んでおります。老人保健法施行後も継続実施の方針とのことであります。また、県単で、寝たきり老人短期保護事業など各種の上乗せ補助を行い、また、成人病対策においては、がん死亡が全国平均に先行して高いことから、胃がんや子宮がん等の集団検診のほか、県単事業として乳がんの早期発見に努めています。

これに対する医療従事職員は、全国平均を若干上回っておりますが、老人保健法の施行に伴う要員の確保が課題となっております。現在、保健婦は二百七十名で、うち県内七カ所の保健所等の地域に二百二十四人が配置されております。これを六十一年には退職保健婦の雇い上げや新規採用を含めて三百四十人に増員することになっております。なお、保健所職員設置費補助金の今後の堅持強化等について配慮されたいとの要望がありました。

兵庫県の人口約五百十四万人に対する老人人口比率は九・二％で全国平均並みであります。寝たきり老人は約八千四百人、ひとり暮らし老人は約二万九千人となっております。本県におきましては、老人医療費公費負担制度は四十六年から実施されており、現在、六十五歳から六十九歳の者十二万九千九百人に対し、約四十二億二千万の補助を行っております。老人保健法施行後は、国の制度と同様に医療費の一部自己負担を導入して継続実施することとあります。また、寝たきり老人等援護対策、成人病予防対策等ほか、さらに健康づくり対策として、五十七年度には、三大成人病の一つである心疾患の早期発見のための県下二十六保健所と県立姫路循環器病センターとを直結する電送心臓検診システムを開発するなど、積極的な施策が行われております。

なお、本県の医師、歯科医師は全国平均を上回っておりますが、保健婦、OT、PTについては相当数の要員確保が必要となっております。保健婦は現在九十一市町に五百二十人が配置されておりますが、老人保健法の施行に伴い六十年には九百

四十五人に、また、OTは当面の目標数達成のため三十三人から百八十五人に、PTは百七十五人から二百七十七人に、それぞれ増員することが必要であります。これへの対応としては、県内の各養成機関の定員を増増するなど、その養成をもつて充足するよう努めるとのこととあります。

次に、私どもが視察いたしました川崎重工工業坂出工場及び石川島播磨重工業相生工場の経営並びに雇用管理の実情について簡単に申し上げます。五十五年の底を脱し回復基調にあった世界新造船需要は、低経済成長、省エネルギー構造への転換、低輸送効率の恒常化等により、五十七年をピークに再び下降局面に入ると予測されるに至っております。

坂出工場においては、さきの石油ショック以後タンカー新造船の受注はほとんどなく、建造能力三十五万重トン第一のドックは海洋機器等の建造に切りかえる等大きくさま変わりしております。こうした努力により、船舶部門では、石油ショック時に大幅調整された後の従業員数は維持してきておりますが、このまま推移すれば、再び雇用調整は避けられないこととあります。すでに昨年十一月に修繕部門の百六十二人が教育訓練のため雇用調整助成金を受給しておりますが、さらに、本年二月からは工作部門の百三十六人にも実施する予定であり、今後の雇用管理の動きが注目されるところであります。

相生工場は、各種船舶、ディーゼルエンジン及び各種ボイラーの製造を主軸とする三工場で構成されております。造船部門では、石川島播磨重工業全体の造船受注量は五十五年の百二十万重トンから五十七年には約三分の一に低下しております。相生工場はフル稼働していることから、現在までのところ従業員の減員は行われておりません。しかし、操業時間では、修理船の落ち込みが大きく、百万時間以上減少しております。時間外労働も月一人平均十時間程度となっております。こうした中で、相生工場では五十六年以降大卒採用はなく、高卒も大幅に減少しております。さらに、

本年三月からは、百三十人に対する雇用調整助成金の適用を行わざるを得ないこととありますが、産業全体が落ち込んでいる今日においては、石油ショック以上の困難な事態となつていくと、このこととありました。

なお、両工場では、特定不況業種離職者臨時措置法等の期限延長について要望が、また、官用船や公共事業の発注を希望する発言等がありました。

最後に、兵庫県立姫路循環器病センターについて申し上げます。

県民の要望により建設され、昨年七月に診療を開始した当センターは、脳血管障害、心臓血管疾患などの循環器系の治療を主体に、最新鋭の医療機器と専門医療集団による高度医療を行っており、また、地域の保健・医療機関との連携を重視し、県全体の医療水準の向上にも寄与するなど、各般にわたる活動を続けております。

診断面の特徴としては、重症患者集中監視システム、核医学診断システム、ホルター心電計システム等がとられており、広い地域からの外来患者は急増し、すでに三百病床の九割が活用されております。このほか、前述した電送心臓検査事業等が整備されておりますが、このような高度医療体制を確立するためには、すでに六十余件の最新医療機器に二十三億円が支出されており、また、県の補助額は五十七年、八年の両年度にそれぞれ七億円から八億円に及ぶこととあります。なお、当センターでは医師四十人、看護婦百八十三人であり、患者数の増加や事業の充実拡大に伴う増員が今後の課題となっております。以上で報告を終わりますが、今回の調査を通じて感じた点について一言申し上げたいと思っております。

世界的不況の中で、わが国は高齢化、技術革新、財政難といった難題を抱えており、雇用情勢をめぐる状況は石油ショック以上に厳しいものとなっております。雇用の安定は、何といつても景気の回復によるほかはありませんが、さらに実効

のある雇用確保のための諸施策を推進していくべきであること、また、老人保健法の施行に伴う諸問題についても、運用面を含めてさらに改善に努めていくべきであることなどを強く感じた次第であります。

なお、調査の際提出されました要望事項の会議録末尾掲載方を委員長においてお取り計らいいただくようお願いをいたしまして、報告を終わりたいと存じます。

○委員長(目黒今朝次郎君) 以上で派遣委員の報告は終了いたしました。

なお、渡部君の報告中にありました要望事項につきましましては、これを本日の会議録の末尾に掲載したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(目黒今朝次郎君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(目黒今朝次郎君) この際、御報告を申し上げます。

去る三月十五日、予算委員会から、三月二十三日及び二十四日の両日、昭和五十八年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、厚生省所管、労働省所管、医療金融公庫及び環境衛生金融公庫について審査の委嘱がございまして、理事会で協議いたしました結果、明二十三日は厚生省所管分、二十四日は労働省所管分を審査することといたしました。

○委員長(目黒今朝次郎君) 本日は、厚生、労働両大臣から、所信表明に引き続き予算説明を聴取いたします。

予算説明につきましまして、その概略を聴取することとし、詳細な予算説明につきましましては、本日の会議録の末尾に掲載したいと存じますが、御

異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(目黒今朝次郎君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(目黒今朝次郎君) まず、労働大臣から、労働行政の基本施策についての所信及び労働省関係予算の説明を聴取いたします。大野労働大臣。

○国務大臣(大野明君) それでは、所信表明並びに一般会計、特別会計の所管分について、概要を御説明申し上げます。

社会労働委員会の御審議に先立ち、今後の労働行政について所信を申し述べ、委員各位の御理解と御協力を得たいと存じます。

今日の労働問題を取り巻く環境は、経済成長速度の鈍化、貿易摩擦問題の激化、さらに人口の高齢化、技術革新の進展等大きな変化の局面にあります。

このような変化に対応した適切な施策を講じ、日本の社会が持つ活力をさらに発展させ、勤労者が安心して将来に夢を持てる生活を営めるようにすることが労働行政の使命だと考えております。このような見地に立つて、当面次の事項に重点を置いて労働行政を進めてまいりたいと存じます。

まず第一の課題は、現下の厳しい雇用失業情勢に適切かつ機敏に対応する雇用対策の推進であります。

最近の雇用失業情勢は、景気の停滞を反映して厳しいものがあり、適切な経済運営により景気の着実な回復を図るとともに、雇用調整助成金制度の機動的活用による失業の予防、職業安定機関を挙げての求人開拓、各種の助成措置の活用等による離職者の再就職の促進等、雇用対策を積極的に推進し、雇用情勢の改善を図ってまいりたいと存じます。

特に、構造的な要因により不況に陥っている業種及びその関連地域については、本年六月に期限

が切れる特定不況業種離職者臨時措置法及び特定不況地域離職者臨時措置法の二法を整備統合するとともに、離職前訓練、事業主あつせんによる再就職等についての助成措置の新設等施策の充実を図り、関係労働者の雇用の安定に資することとしており、今国会にそのための法律案を提出いたしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

第二の課題は、高齢化の進展に対応した労働政策の総合的な推進であります。

本格的な高齢化が進展する中で活力ある福祉社会を実現することは国政の最重要課題であります。このため、現在、六十歳定年の一般化を当面の目標として取り組んでおりますが、その一層の前進を図るため、定年延長指導の計画的推進、定年延長アドバイザーの創設をはじめとする援助措置の充実を図ってまいります。また、六十歳代前半層についても、雇用延長の推進、シルバー人材センターの拡充等によりその多様な就業希望に応じた雇用・就業機会の確保に努めてまいります。

さらに、生涯職業訓練体制の整備を進め、中高年齢者の職業能力の開発向上を図るとともに、中高年齢労働者の総合的な健康の保持増進対策の展開、財形年金貯蓄制度の普及促進等による高齢者の所得安定対策の推進等高齢化の進展に対応した総合的な施策を推進してまいります。

第三の課題は、産業構造及び就業構造の変化に対応する施策の推進であります。

マイクロエレクトロニクスの活用を中心とした技術革新は近年急速に進展しており、今後さらに広範な分野で本格化すれば、雇用の初め労働問題全般に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。このため、今年度引き続き総合的な調査を実施するとともに、マイクロエレクトロニクス化に対応した能力開発対策の推進、産業用ロボット等に係る安全関係法令の整備と研究の充実等を図ってまいりたいと存じます。

また、第三次産業分野の拡大に対応し、その多様な雇用・就業形態に関する調査研究を実施する

とともに、増大するパートタイマーについて、職業紹介体制の充実、労働条件の明確化指導等を推進してまいります。

第四の課題は、安全で衛生的な労働環境の実現と労働福祉の増進を図るための施策の推進であります。

労働災害については、長期的に減少傾向を持続するなどの一定の成果を見ておりますが、技術革新や高齢化の進展に伴う新たな課題にも対応した労働災害防止計画を策定し、積極的に労働災害防止のための施策を推進してまいります。

また、財形持家個人融資制度の普及促進、週休二日制の普及等労働福祉の増進について積極的に取り組んでまいります。

第五の課題は、心身障害者等の、特別な配慮を必要とする人々の職業生活を援助する施策の推進であります。

心身障害者の雇用は年々着実に改善されておりますが、重度障害者等については依然として困難な状況が見られます。このため、身体障害者雇用率達成指導の推進に加え、新たに地方公共団体も出資する第三セクター方式の重度障害者雇用企業の育成を図るなど重度障害者に重点を置いた心身障害者の雇用対策を推進してまいります。

さらに、心身障害者の職業能力の開発向上のため、一般の職業訓練校への入学促進、職業訓練大学校における福祉工学科の設置等その対策の充実に努めてまいります。

また、駐留軍関係離職者及び国際漁業離職者については、その再就職の促進等を図るため、関係法律の有効期限の延長を行うための法律案を提出いたしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

第六の課題は、雇用における男女の機会と待遇の平等促進のための環境条件の整備であります。「国連婦人の十年」の最終年を二年後に控え、「婦人に関する施策の推進のための「国内行動計画」後期重点目標」の達成を目指して努力してまいります。

特に、雇用における男女平等等を確保するための諸方策について、関係審議会において検討を進めてまいります。

第七の課題は、労使の相互理解と信頼を強化するための環境づくりの推進であります。

わが国の労使関係は、相互信頼を基調として社会の安定と経済の発展に大きく貢献してまいりましたが、高齢化の進展、産業構造の変化等労使を取り巻く環境は厳しさを増しており、このようなときにこそ労使の信頼関係の維持発展に努力を払っていく必要があります。

このため、今後とも産業労働懇話会を初め各種レベルにおける労使の話し合いの促進に努めてまいります。

第八の課題は、国際社会におけるわが国の地位にふさわしい労働外交の推進であります。

国際社会における相互依存関係は年々深まっております。労働分野における諸問題も国際経済の動きを初めとして国際社会の動きと密接な関係を持するようになってきております。資源に乏しく海外に多くを依存しておりますわが国としては、技術協力、相互理解の促進を通じて労働の分野においても国際社会と協調していく必要があります。

このため、海外職業訓練協力センターの新設等により海外技術協力の一層の充実を図るとともに、わが国の労働事情の積極的な広報、ILO等国際機関、国際会議への積極的な参加、協力を通じ国際理解の促進を図ってまいります。

以上、当面する労働行政の重点事項について、私の所信を申し述べました。委員各位の一層の御指導と御協力をお願いする次第であります。

次に、昭和五十八年度一般会計及び特別会計予算のうち労働省所管分について、その概要を御説明申し上げます。

次に、労働保険特別会計について御説明申し上げます。

この会計は、労働勘定、雇用勘定、徴収勘定に区分されておりますので、勘定ごとに歳入歳出予算額を申し上げます。

労働勘定は、歳入歳出予算額とも一兆五千七百六十一億九千九百九十九万円で、これを前年度予算額一兆四千八百六十五億二千九百九十九万と比較いたしますと、八百九十六億九千九百九十九万の増加となっております。

雇用勘定は、歳入歳出予算額とも一兆八千三百六十四億五千九百九十九万円で、これを前年度予算額一兆七千二百五十二億三千七百九十九万と比較いたしますと千九百九十九億九千九百九十九万の増加となっております。

徴収勘定は、歳入歳出予算額とも二兆三千四百六十三億四千八百九十九万円で、これを前年度予算額二兆二千四百六十三億五千九百九十九万と比較いたしますと九百九十九億九千九百九十九万の増加となっております。

最後に、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の石炭勘定のうち当省所管分としては、炭鉱離職者の援護対策等に必要経費として百八十四億四千九百九十九万を計上いたしておりますが、この額は、前年度予算額百八十七億三百万円と比較いたしますと二億五千四百九十九万の減額となっております。

昭和五十八年度の予算につきましては、限られた財源の中で各種施策について優先順位の厳しい選択を行い、財源の重点配分を行うことにより、最近の雇用失業情勢にも十分配慮しつつ、きめ細かく、かつ、効果的な労働施策の実現を図ることといたしております。

以下、主要な事項につきまして、その概要を御説明申し上げます。説明申し上げますが、委員各位のお手元に資料を配付してございますので、お許しを得て、説明を省略させていただきますと存じます。

何とぞ、本予算案の成立につきましては、格別の御協力をお願いいたす次第であります。

○委員長(目黒今朝次郎君) 次に、林厚生大臣から厚生行政の基本施策についての所信及び厚生省関係予算の説明を聴取いたします。林厚生大臣。

○国務大臣(林義郎君) 社会労働委員会の御審議に先立ち、厚生行政について所信の一端を申し上げます。

二度にわたる石油ショックは、全世界に大きな影響をもたらした。アメリカを初めとする先進諸国もこれに対処するため、大きな努力を払ってまいりました。しかしながら慢性的な経済の停滞は引き続き、社会の活性をいまだ取り戻すに至らず、いわゆる先進諸国に対する適切な処方せんはなかなか書けない状況にあります。

わが国の経済社会は、欧米諸国に比べ比較的柔軟に石油ショックを受けとめてまいりました。わが国はこれまで欧米へのキャッチアップを目指してまいりましたが、石油ショックを経た今日、欧米の模倣の時代は終わり、わが国独自の創造力に基づき新しい福祉社会の建設を目指す時代が到来したものと考えます。私は、皆様方の御意見を伺いながら活力ある福祉社会の建設を通じて、新しい時代の創造に全力を挙げたい所存であります。

わが国の社会保障制度は、すでに国民の生活の中に深く根づき、国民一人一人は社会保障給付を織り込んだ生涯の生活設計を立てております。このような社会保障制度の安定的発展を期するためにも、活力ある福祉社会の建設という見地からその見直しを行う必要があることを私は率直に申し上げたいと思っております。

ただし、見直しというのは、長期的視野に立つて高齢化社会、成熟化社会、そして国際化社会という新たな時代に対応できる制度に改めるということであって、決して福祉を切り捨てるということではありません。家庭、コミュニティなど、社会的連帯をはぐくみ、国民が生きがいと安心を見出し、いけるような基盤を充実していくとともに、国民の健康や老後に対する保障あるいは社会

的経済的に弱い立場に置かれている方々に対する援助を効果的に実施していくことが、これからの社会保障行政に課せられた役割りであると考えております。

昭和五十八年度予算案の編成も、マイナスシリングというきわめて厳しい状況のもとで行われましたが、これからの時代に対応する予算の第一歩として、積極的な健康づくり対策あるいは老人や身体障害者の在宅福祉対策など真に必要な施策に関する経費については、全力を挙げて確保するように努力いたしました。その結果、全体としては、現下の厳しい財政状況のもとでも実質的な福祉水準が維持できる予算になったものと考えております。

以下、昭和五十八年度における主要な政策について申し上げます。

社会福祉対策につきましては、厳しい状況にあるときこそ、社会的、経済的に弱い立場にある方々が不安なく生活できるよう、地域社会との関係性を考慮しながらその一層の充実に向けていく必要があり、このため、これらの方々が家族や地域のひと々とともに生きがいを持って生活できるよう、家庭奉仕員の大規模な増員、デイ・サービス事業の拡充など在宅福祉対策の推進に特に重点を置くとともに、引き続き必要な施設の整備を進めていくこととしております。

また、生活保護につきましては、国民生活水準の動向を勘案して、生活扶助基準の引き上げを行うこととしております。

児童家庭問題につきましては、社会に活力をもたらしてくれるかぎである子供たちの健全な育成と家庭基盤の充実を図る必要があります。そのため、児童館の増設、母子・寡婦資金の貸付原資の増加、母子保健対策の充実など施策全般について、その推進を図ってまいりる所存であります。

国民医療の確保につきましては、社会の変化に応じ、医療需要の増大、多様化に対応するため、医療供給体制の整備を図っていくことが現下の急務であると考えております。このため、予防から

リハビリテーションに至る包括的な医療体制を確立し、地域の医療需要に沿った診療機能のネットワークをつくっていく必要がある、その一環として地域医療計画の策定などを内容とする医療法改正法案を今国会に提出すべく、鋭意準備を進めております。

老人保健制度につきましては、保健と医療の両面にわたり、総合的な事業の円滑かつ的確な実施を図るために全力を挙げてまいりる所存であります。

また、老人精神保健対策といたしまして、保健、医療及び福祉の緊密な連携を図り、包括的な地域ケア体制づくりを目指すこととしております。

医療保険制度につきましては、現に国民生活の安定向上に重要な役割りを果たしてきております。

しかしながら、高齢化社会の到来を控え、医療保険を取り巻く環境は厳しく、医療費の適正化が強く要請されており、厚生省といたしまして、不正請求の徹底的排除を初め、薬価基準の改定、診療報酬の審査の充実など、これに鋭意取り組んでいるところであります。

なお、国民健康保険につきましては、都道府県を単位として高額医療費について逐次保険者の共同事業を実施してまいりたいと考えております。

公的年金制度につきましては、本格的な高齢化社会の到来を控え、制度の長期的安定を図ることが現在最も重要な課題となっており、このため、厚生年金並びに国民年金について、関係審議会の意見等を踏まえ、わが国社会が高齢化のピークを迎える二十一世紀を展望しつつ、制度全般のあり方について見直しを行い、次期通常国会に所要の改正法案を提出したいと考えております。なお、五十八年度における年金額の改善につきましては、諸般の厳しい状況にかんがみ、これを見送ることとしたしました。

中国残留日本人孤児の問題につきましては、先般四十五人の孤児が来日し、その肉親捜しを行い

ましたが、今後ともその推進を図るとともに、帰国後の定着化対策の一層の充実強化に努める所存であります。

医薬品につきましては、昨年国民の信頼を失わせるような事件が生じ、まことに遺憾に存じております。国民の健康を預かる者として一層心を引き締め、薬事行政を厳正に進めてまいります。

このほか、厚生行政は、水道、廃棄物に関する施設整備、環境衛生関係営業の振興、食品、家庭用品の安全確保対策など、国民生活に直結した問題に関するひとつときもゆるがせにできない施策ばかりであります。

私は、皆様の御支援、御鞭撻を得ながら、このような厚生行政の推進に全力を挙げて取り組み、国民福祉の着実な向上を図ってまいりる所存であります。

何とぞ、よろしくお願いいたします。

次に、昭和五十八年度厚生省所管一般会計、特別会計及び政府関係機関予算の概要について御説明申し上げます。

昭和五十八年度厚生省所管一般会計予算の総額は九兆六千四百四十四億円であります。これを昭和五十七年度当初予算額九兆九千六百八十八億円と比較いたしますと四百四十六億円の増額、〇・五％の増加率となっております。国の一般会計予算総額に對し一・八％の割合を占めております。

御承知のとおり、最近におけるわが国の経済情勢及び財政事情はまことに厳しいものがあり、明年度予算も引き続き財政再建を強力に推進し、その対応力を回復することにより、経済の着実な発展と国民生活の安定、向上を図る基盤を確立することを目標に編成されたところであります。

厚生省予算につきましても、歳出内容の見直し、合理化を徹底的に行い、限られた財源を最大限活用するため、給付の重点化、公平の確保に努め、将来にわたり社会保障制度を安定的かつ効率的に運営していくことを編成の基本方針としたものであります。

幸い厚生省予算は各方面の絶大な御理解と御協力によりまして、社会福祉、保健衛生、社会保険等各般の施策の推進に必要な措置を講ずることができ、福祉水準は全体として維持されたものと考えております。

この機会に各位の御支援に対し衷心より感謝申し上げますとともに、責任の重大さに思いを新たにしまして、国民の健康と福祉を守る厚生行政の進展に一層の努力を傾注する決意を表明する次第であります。

さて、昭和五十八年度の予算編成に当たって特に留意した点を申し上げます。

第一に、地域社会の中で老人、心身障害者、低所得者等社会的、経済的に弱い立場にある人々を支えるため、生活保護基準の引き上げ、身体障害者社会参加促進事業の充実、家庭奉仕員の増員等を初めとする各種在宅福祉施策の拡充強化を図るとともに、社会福祉施設についても運営の改善等を行うこととしております。

第二に、本格的な高齢化社会の到来を控え、国民の健康を増進し、治療中心の医療からの脱却を図るため、本年二月から施行されている老人保健制度及びこれを円滑に推進するための関連保健衛生施策の拡充整備並びに医療費の適正化に特に配慮いたしております。

第三に、国民の保健医療を確保するため、僻地医療体制の計画的な整備、救急医療、医療従事者の養成確保、母子保健対策、精神衛生対策の充実を図ることとしているほか、難病対策、特定疾病対策等の拡充を図ることとしております。

以上のほか、生活環境施設の整備、原爆被爆者、戦争犠牲者のための対策、医療品、食品の安全対策、血液、麻薬・覚せい剤対策、環境衛生関係営業の振興等につきましても、引き続きその推進を図ることとしております。

なお、所得保障の中核であります年金制度におきましては、昭和五十七年度の消費者物価上昇率が三％を下回る見込みであることや、公務員給与改定の見送り、恩給、共済年金等の据置き等

諸般の情勢にかんがみ、年金額を据え置くことといたしましたが、所得制限につきましては、現に相当の水準にある母子・準母子福祉年金を除き、本人所得制限限度額を引き上げることとしたしております。

以下、主要な事項につきまして、その概要を御説明申し上げるべきでございますが、委員各位のお手元に資料を配付いたしてございますので、お許しを得て、説明を省略させていただきますたいと存じます。

何とぞ、本予算の成立につきまして、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます次第であります。

○委員長（目黒今朝次郎君） 以上で所信及び予算の説明聴取は終わりました。

本件に関する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午前十四時四十九分散会

【参照】

○参議院社会労働委員会に対する要望事項

香川県知事 前川忠夫

平素県政の推進につきまして、格別の御支援を賜り深く感謝申し上げます。

本県におきましては、国の諸施策に即応しながら、福祉の向上、産業の振興、環境の整備、教育の充実等に鋭意努力しているところであります。

行財政運営につきましては、国、地方ともに厳しい状況ではありますが、本県の重要な課題となっている次の事項につきまして、格別の御配慮を賜りますようお願いいたします。

厚生省関係

1 香川県身体障害者福祉総合センター整備事業について

身体障害児・者の自立更生、社会参加を促進するためには相談・判定から治療・リハビリまでの一貫した総合的なサービスを受けられ、また、文化活動、スポーツ活動も行えるゾーンの

整備が望まれています。

本県においては、これに対応するため、高松市田村町の既存、身体障害児・者施設を発展的に整備拡充し、身体障害者福祉総合センターとしての整備を図ることとしておりますので、この事業の予算措置等について、格別の御配慮をお願いいたします。

2 健康文化センター香川厚生年金会館建設事業について

健康文化センター厚生年金会館の建設は、県民かねてからの念願であり、関係各位の御尽力により、昭和五十七年度において用地取得がなされることにつきまして、深く感謝しているところであります。

つきましては、早期竣工に向けて格別の御配慮をお願いいたします。

3 保健所職員設置費補助金について

地域保健事業においては、老人保健制度の創設など、地域保健対策の強化が期待されておられ、保健所はその中核をなす公衆衛生の第一線機関として、その体制の充実強化がせまられております。

このため、マンパワーの確保など、地域保健対策の推進のための基盤整備を進めるうえからも、保健所職員設置費補助金の今後の堅持強化について、格別の御配慮をお願いいたします。

4 香川県水道用水供給事業第一次拡張事業について

香川県水道用水供給事業は、新規水源開発が困難な県下五市十五町に対して、水道用水を供給しています。

しかしながら、昭和五十七年度以降においては、これら受水市町の用水必要量を賄うことが困難な見通しであります。また、新たに受水を希望する町もあり、広域的水道整備計画のもと、昭和六十五年度を目標に五市十九町に供給する計画でありますので、本事業の促進について、格別の御配慮をお願いいたします。

労働省関係

1 特定不況業種離職者臨時措置法について

特定不況業種離職者臨時措置法は、昭和五十八年六月三十日限りで有効期限切れとなりますが、同法に基づく特定不況業種離職者については、失業給付に係る延長給付及び特定求職者雇用開発助成金の活用により、生活の安定及び再就職の促進に努めてきたところであり、雇用調の整助成金制度による失業の予防と併せて、多大な効果をあげているところであります。

最近の雇用情勢は厳しく、急速な好転は期待しにくいので、当該臨時措置法の期間の延長について、格別の御配慮をお願いいたします。

2 高年齢者労働能力活用事業（シルバー人材センター）について

本県におきましては、高松市及び丸亀市において、本事業を実施し、着実にその成果を挙げ、今後、高齢化社会における就労対策として、大いに期待しているところであります。つきましては、本事業に対する国の補助が昭和五十九年度限りで打ち切られることとなりますので、当該補助の期間の延長について格別の御配慮をお願いいたします。

昭和五十八年度厚生省所管一般会計、特別会計及び政府関係機関予算についての説明

昭和五十八年度厚生省所管一般会計、特別会計及び政府関係機関予算の概要について御説明申し上げます。

昭和五十八年度厚生省所管一般会計予算の総額は九兆六百十四億円であります。これを昭和五十七年度当初予算額九兆九百六十八億円と比較いたしますと、四百四十六億円の増額、〇・五％の増加率となっております。国の一般会計予算総額に対し、十八％の割合を占めております。

民生活の安定・向上を図る基盤を確立することを目標に編成されたところであります。

厚生省予算につきましては、歳出内容の見直し、合理化を徹底的に行い、限られた財源を最大限活用するため、給付の重点化、公平の確保に努め、将来にわたる社会保障制度を安定的かつ効率的に運営していくことを編成の基本方針としたものであります。

このような厳しい制約のもとにおきましても、幸い厚生省予算は各方面の絶大な御理解と御協力によりまして社会福祉、保健衛生、社会保険等各般の施策の推進に必要な措置を講ずることができ、福祉水準は全体として維持されたものと考えております。

この機会に、各位の御支援に対し衷心より感謝申し上げますとともに、責任の重大さに思いを新たにしまして国民の健康と福祉を守る厚生行政の進展に一層の努力を傾注する決意を表明する次第であります。

さて、昭和五十八年度予算編成に当たって特に留意した点を申し上げます。

第一に、地域社会の中で老人、心身障害者、低所得者等社会的、経済的に弱い立場にある人々を支えるため、生活保護基準の引上げ、身体障害者社会参加促進事業の充実、家庭福祉員の増員等をはじめとする各種在宅福祉施策の拡充強化を図るとともに、社会福祉施設についても運営の改善等を行うこととしたしております。

第二に、本格的な高齢化社会の到来を控え、国民の健康を増進し、治療中心の医療からの脱却を図るため、本年二月から施行されている老人保健制度及びこれを円滑に推進するための関連保健衛生施策の拡充整備並びに医療費の適正化に特に配慮いたしております。

第三に、国民の保健医療を確保するため、へき地医療体制の計画的な整備、救急医療、医療従事者の養成確保、母子保健対策、精神衛生対策の充実を図ることとしているほか、難病対策、特定疾病対策等の拡充を図ることとしたしております。

以上のほか、生活環境施設の整備、原爆被爆者、戦争犠牲者のための対策、医薬品・食品の安全対策、血液、麻薬・覚せい剤対策、環境衛生関係営業の振興等につきましても引き続きその推進を図ることとしております。

なお、所得保障の中核であります年金制度におきましては、昭和五十七年度の消費物価上昇率が三%をも下回る見込みであることや、公務員給与改定の見送り、恩給、共済年金等の据置き等諸般の情勢にかんがみ、年金額を据え置くこととしたしましたが、所得制限につきましては、現に相当の水準にある母子・準母子福祉年金を除き、本人所得制限限度額を引き上げることとしたしております。

以下、主要な事項につきましてその概要を御説明申し上げます。

第一は、生活保護費であります。

生活扶助基準につきましては、昭和五十八年度における国民生活の動向等を考慮し、前年度に比し三・七%引き上げることとしたほか、高齢者や傷病障害者等が大部分を占める少人数世帯の処遇改善、男女の消費実態に対応した男女差の縮小、教育、出産扶助等についての所要の改善を行う一方、暴力団関係者等による不正受給の掃、医療扶助の適正化等厳正な制度の運営を推進することとし、一兆八百五十八億円余を計上いたしておりますが、これは前年度予算に比し四百一億円余の増額となっております。

第二は、社会福祉費であります。

心身障害児・者の福祉につきましては、家庭や地域で生活するための条件を整備するため、障害者社会参加促進事業、デイ・サービス事業、障害者福祉都市推進事業、精神薄弱者通所援護事業、心身障害児通園事業等の充実を図るとともに身体障害者及び精神薄弱者相談員活動の拡充を行うこととしております。

老人福祉につきましては、在宅のねたきり老人等に対する福祉サービスを拡充強化するため、家庭奉仕員の増員を行うとともに、デイ・サービス

事業、生きがい対策等についても引き続き充実を図ることとしております。

さらに、母子福祉につきましては、母子寡婦福祉貸付金の原資の増額等を行うとともに、母子保健訪問指導事業、先天性代謝異常等検査、小児慢性特定疾患治療研究事業等を充実することとしております。

社会福祉施設につきましては、特別養護老人ホーム、心身障害児・者施設等需要の多い施設の整備、老朽民間社会福祉施設の改築等を重点的に推進するとともに、へき地保育所、積雪寒冷地域、養護老人ホームの個室化等に対して特別措置を講ずることとしております。また、運営の改善につきましましては、職員の勤務時間の短縮に必要な業務省力化等勤務条件改善費を計上するとともに、入所者の処遇の改善につきましましては、一般生活費の引上げ、精神障害者のための精神科医雇上げ費、重度障害者施設の非常勤指導員雇上げ経費を新規に計上したほか乳児保育の対象拡大、嘱託歯科医手当の増額、点字図書館運営費の増額等を行うこととしております。

以上のほか、児童館、母親クラブ等の児童健全育成対策の拡充、民間社会福祉活動の推進、地域改善対策等につきましても所要の措置を講ずることとしております。

以上申し上げました社会福祉費の総額は一兆九千八百八十四億円余でありまして、前年度に比し一千九百八十四億円余の増額となっております。

第三は、社会保険費であります。

まず、社会保険国庫負担金であります。政府管掌健康保険につきましては、老人保健制度の実施に伴う拠出金関連分を含め国庫負担金五千八百八十九億円余を、船員保険の疾病部門につきましましては、二十七億円の国庫補助金を計上いたしております。日雇労働者健康保険に対する国庫負担金三百五十六億円余を含め六千九百三十一億円余を計上いたしております。

次に、厚生年金及び船員保険の年金国庫負担金につきましましては、五十七年度の消費物価の上昇

率が二・七%と見込まれていることや公務員給与改定の見送り、恩給、共済年金の据置き等を勘案し、物価スライドによる給付の改善を見送ることとし、また、行革関連特例法に基づき、五十八年度においても保険給付費国庫負担金の一部を一時減額することとした結果、これらの経費として六千二百八十一億円余を計上いたしております。

次に、国民年金国庫負担金であります。国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れ額の当分の推移等を考慮し、一般会計から国民年金特別会計への繰入れの平準化を図るための特別措置を講ずることとした結果、繰入れに必要な経費として一兆五千四百五十八億円余を計上いたしております。

このうち、給付費につきましては、物価の動向が落ち着いていること、公務員給与改定の見送り、恩給、共済年金の据置き等を勘案し拠出制国民年金、福祉年金につきましまして年金額を据え置くこととしたしております。

なお、老齢、障害福祉年金の本人所得制限限度額につきましましてはこれを引き上げることとし、所要の経費を計上いたしております。

国民健康保険助成費につきましましては、総額二兆三千二百二十六億円余を計上いたしております。国民健康保険助成費のうちには、療養給付費等補助金、財政調整交付金、臨時財政調整交付金、国民健康保険組合臨時調整補助金などの経費が含まれておりますが、老人保健制度の実施に伴い所要の調整を行うこととしております。

以上申し上げました社会保険費の総額は、五兆二千五百九十一億円余でありまして、前年度に比し一千八百三十七億円余の増額となっております。

第四は、保健衛生対策費であります。生涯を通じて健康づくりのための施策を引き続き推進することとしておりますが、その一環として特に本格的な高齢化社会に対応し、国民の老後における健康の保持を図るため、老人保健法

に基づき、疾病予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、壮年期からの健康づくり対策を積極的に推進することとしております。同時にこの事業を円滑に実施するために必要な保健所機能の強化、市町村保健センターの整備、市町村保健婦の増員、市町村栄養改善事業、婦人の健康づくり活動等の推進を図ることとしております。

また、地域医療対策につきましては、救急医療体制の整備、へき地中核病院を中心とするへき地医療体制の計画的整備を推進することとしております。

特定疾病対策につきましては、循環器病、がん、脳卒中等に関する専門医療機関の整備充実を図るとともに、腎移植オンラインシステムの計画的整備を行うこととしております。

さらに、看護婦等医療従事者の養成確保につきましましては、看護婦養成所の整備、看護研修センターの充実、夜間看護体制の強化等の処遇改善を行うこととしております。

また、原爆被爆者対策につきましては、原爆被爆者に対する各種手当の所得制限限度額の引上げ、療養費審査支払事務等の促進、被爆者相談事業の充実等を行うこととし所要の経費を計上いたしております。

難病対策につきましては、調査研究の推進、特定疾患治療研究費及び小児慢性特定疾患治療研究費の対象疾患の拡大等の措置を講ずることとしております。

以上のほか、精神衛生対策につきましては、通院患者リハビリテーション事業の拡充、精神障害者社会復帰促進等のため保健所、精神衛生センター、デイ・ケア施設の拡充強化を図ることとし、公的病院の助成、保健・医療施設等の整備費などを含めて、保健衛生対策費は、総額四千二百四十二億円余でありまして、前年度に比し十億円余の増額となっております。

第五は、戦傷病者戦没者遺族等に対する援護費であります。

戦傷病者戦没者遺族等に対する年金につきましても、恩給の改正に準じ新たに平病死の遺族に対する遺族年金の改善を行うとともに中国に残留する日本人孤児対策の充実強化を図るため、訪日孤児の増員等のはか新たに中国帰国孤児定着促進センターを設置することとしたしております。

また、国債の最終償還を終えた戦没者の妻及び父母等に対し交付国債による特別給付金の継続支給を行うこととしたしました。このほか引き続き遺骨収集、慰霊巡拝等を実施することとし、遺族及び留守家族等援護費として総額一千四百十六億円余を計上いたしておりますが、これは前年度に比し百二十八億円余の減額となっております。

第六は、環境衛生施設整備費であります。まず、水道施設整備費につきましても、簡易水道、水道水源開発施設、水道広域化施設の整備等を引き続き推進することとして九百二十四億円余を計上いたしております。

廃棄物処理施設整備費につきましても、第五次廃棄物処理施設整備計画に基づき整備を促進することとし、引き続き広域廃棄物処理立処分の整備を行うこととし、六百四十九億円余を計上いたしております。

以上のほか、医薬品・食品等の安全対策の強化、環境衛生営業の指導体制の整備促進、血液、麻薬・覚せい剤対策の推進、国際医療福祉協力の拡充、研究開発の推進等につきましても所要の経費を計上いたしております。

以上、昭和五十八年度厚生省所管一般会計予算の概要を申し上げます。

次に、昭和五十八年度厚生省所管特別会計予算について申し上げます。

第一に、厚生保険特別会計につきましては、厚生年金庫負担金につきましても、行革関連特別法の規定に基づき、引き続き現行法の規定により繰り入れるべき額の一部について一時減額を行い、一般会計から一兆三千四百五十三億円余を繰り入れることとし、各勘定の歳入、歳出予算を計上いたしております。

第二に、船員保険特別会計につきましては、厚生年金と同様に行革関連特別法の規定に基づき、現行法の規定により繰り入れるべき額の一部について一時減額を行い、一般会計から三百九十九億円余を繰り入れることとし、歳入、歳出予算を計上いたしております。

第三に、国立病院特別会計につきましては、一般会計から九百八十六億円余の繰り入れを行い、各勘定の歳入、歳出予算を計上いたしております。

第四に、あへん特別会計につきましては、歳入、歳出予算とも二十六億円余を計上いたしておりますが、「昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案」に基づき、積立金から十三億円を一般会計に繰り入れることとし歳入、歳出予算を計上いたしております。

第五に、国民年金特別会計につきましては、国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れ額の当面の推移等を勘案し、一般会計から国民年金特別会計への繰入れの平準化を図るための特別措置を講じることとし、一般会計から一兆五千四百五十八億円余の繰り入れを行い、各勘定の歳入、歳出予算を計上いたしております。

以上、昭和五十八年度厚生省所管特別会計の予算につきましても御説明申し上げます。

このほか、医療金融公庫及び環境衛生金融公庫の各政府関係機関の収入支出予算につきましても、予算書等によりまして御覧いただきたいと存じます。

何とぞ、本予算の成立につきましても、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

昭和五十八年度労働省所管一般会計及び特別会計予算説明要旨

昭和五十八年度一般会計及び特別会計予算のうち労働省所管分について、その概要を御説明申し上げます。

労働省の一般会計の歳出予算額は、四千九百五十億九千四百四百万円でこれを前年度当初予算額五千十六億六千五百百万円と比較いたしますと、六十五億七千百万円の減額となっております。

次に労働保険特別会計について御説明申し上げます。

この会計は、「労災勘定」「雇用勘定」「徴収勘定」に区分されておりますので、勘定ごとに歳入歳出予算額を申し上げます。

労災勘定は、歳入歳出予算額とも一兆五千七百六十一億九千九百万円で、これを前年度予算額一兆四千八百六十五億二千百万円と比較いたしますと八百九十六億九千七百百万円の増加となっております。

雇用勘定は、歳入歳出予算額とも一兆八千三百六十四億五千九百万円で、これを前年度予算額一兆七千二百五十二億三千七百百万円と比較いたしますと千一百一十二億二千二百百万円の増加となっております。

徴収勘定は、歳入歳出予算額とも二兆三千四百六十三億四千八百百万円で、これを前年度予算額二兆二千四百六十三億五千五百百万円と比較いたしますと九百九十九億九千九百万円の増加となっております。

最後に、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の石炭勘定のうち当省所管分としては、炭鉱離職者の援護対策等に必要経費として百八十四億四千九百万円を計上しておりますが、この額は、前年度予算額百八十七億三百百万円と比較いたしますと二億五千四百百万円の減額となっております。

昭和五十八年度の予算につきましては、限られた財源の中で各種施策について優先順位の厳しい選択を行い、財源の重点配分を行うことにより、最近の雇用失業情勢にも十分配慮しつつ、きめ細かくかつ、効率的な労働施策の実現を図ることとしたしております。

次に、その主要内容について概略御説明申し上げます。

上げます。

第一は、雇用失業情勢に即応した雇用対策の推進に必要な経費であります。

内外の厳しい経済諸情勢や産業構造の転換のもとで雇用失業情勢の先行きには楽観を許さないものがあり、各般の変化に的確に対応し、雇用の安定を図ることが重要な課題であります。とりわけ構造的に縮小を余儀なくされる業種及びこうした業種が多数集積する地域においては深刻な雇用問題の発生が懸念されております。

このため、本年六月に有効期限の到来する「特定不況業種離職者臨時措置法」及び「特定不況地域離職者臨時措置法」を統合整備し、失業の予防を中心とした雇用の安定のための施策を充実強化し関係労働者の雇用の安定を図ることとしており、このための法律案を今国会に提出しております。

また、素材産業等について雇用の見通し及び雇用の安定に關し政務使の意志の疎通を図るため素材産業等業種別労使協議を設け設置することとしております。

このほか、産業雇用情勢を早期・的確には握し、雇用調整助成金制度の機動的活用等により失業の予防を図るとともに、特定求職者雇用開発助成金の積極的な活用等により就職が特に困難な者の早期再就職の促進を図ることとし、また、失業情勢に即応して雇用保険事業の失業給付を行うこととしております。

さらに、地方における雇用機会を増大し、雇用機会や所得の地域格差の解消を図るため、地域雇用開発推進事業の実施地域の拡大等必要な施策を実施してまいります。

これらに必要な経費として一兆二千九百八十四億七千七百万円を計上いたしております。

第二は、高齢化社会の進展に対応する労働政策の総合的推進に必要な経費であります。

高齢化社会の進展の中で、経済社会の活力を維持・発展させていくためには、高年齢者に対し安定した雇用の場や、就業機会を確保することが重

要であります。

このため、「六十歳定年の一般化」を早期に実現するため、新たに創設する定年延長アドバイザーによるきめ細かい相談の実施、高齢者職場改善資金融資枠の拡大等各種援助措置の充実を図り、これらを活用しつつ、定年延長指導を計画的に推進してまいります。また今後増加が予想される六十歳台前半層については、高齢者雇用確保補助金の活用等により、雇用延長の促進を図るほか、シルバー人材センターの拡充等この年齢層の希望、能力に応じた雇用、就業機会の確保に積極的に取り組んでまいります。

また、中高年齢労働者の健康を保持増進するため、企業内指導者の養成及びこれによる実践指導を実施するとともに、最近における心の健康問題に対する関心の高まりに対処するため、身体と精神のバランスのとれた総合的健康づくりに関する調査研究等を実施してまいります。

さらに、中高年齢者については、その職業能力の開発向上を図ることが極めて重要であります。このため、生涯訓練の基本理念に立つて事業主等が行う中高年齢者等の教育訓練に対する生涯職業訓練促進給付金の活用や公共職業訓練施設における中高年齢者向け訓練科の増設を図る等、中高年齢者の職業能力の開発向上の推進に努めてまいります。

このほか、財形年金貯蓄制度の普及促進等による中高年齢者の所得安定対策を推進してまいります。

これらに必要な経費として八百二十二億六千九百万円を計上いたしております。

第三は、産業構造及び就業構造の変化等に対応する施策の総合的推進に必要な経費であります。

近年、我が国産業界では、産業用ロボット等マイクロ・エレクトロニクスを利用した技術革新が急速に進展しつつあり、これに伴い雇用をはじめ労働問題全般に及ぼす影響が生じることが予想されるため、その及ぼす影響・問題点について総合的な調査、研究を実施するとともに、マイクロ・

エレクトロニクス機器の普及に対応した職業訓練の充実、産業用ロボット等による労働災害防止の研究の充実を図るための安全研究施設の充実等マイクロ・エレクトロニクスを中心とした技術革新への対応を積極的に行うこととしております。

また、雇用発展分野としての第三次産業の比重の高まりに対応し、第三次産業の多様性と労働問題、関連法制に関する総合的な分析検討を実施し、今後の対策に資するとともに、特にパートタイムの職業紹介体制の充実や、雇用・労務管理の改善に関する相談・指導の充実等を図ることとしております。

さらに、我が国の社会経済の著しい変化に対応して労働力需給の円滑な結合を図るため、雇用に関する情報提供等の雇用サービス機能を強化することとしております。

これらに必要な経費として二十億九百万円を計上いたしております。

第四は、社会経済の動向に即応した総合的な能力開発の推進に必要な経費であります。

産業構造の変化、産業技術の高度化等社会経済情勢の変化に伴い職業訓練の果たす役割はますます重要となつてきております。特に高齢化社会への移行のなかで勤労者が生涯を通じて職業能力の開発向上ができるよう訓練体制の整備を図る必要があります。

このため、民間における能力開発を振興するため、第二で述べたように生涯職業訓練促進給付金の積極的な活用を図るほか、中小企業事業主等の行う認定訓練に対する助成の充実、地域職業訓練センターの増設等を行うこととしております。また、社会経済情勢の変化に即応した公共職業訓練を推進するため、総合高等職業訓練校の技能開発センター等への転換を推進するとともに、職業能力評価体制の整備と技能尊重気運の醸成を図ることとしております。

これらに必要な経費として六百四十八億八千万円を計上いたしております。

第五は、安全で衛生的な労働環境実現のための

施策の推進に必要な経費であります。

働く人々の生命と健康を守り快適な作業環境を形成することは、労働行政の最重要課題であることと鑑み、特に五十八年度は第六次労働災害防止計画の初年度であり、目標達成に向けて万全を期することとし、このため機械等の安全確保、建設業における労働災害防止のための施策の充実を図るとともに、振動障害等の職業性疾病対策を進め、減少に鈍化のみられる労働災害の動向等に対し積極的な対策を推進することとしております。

不幸にして労働災害を被った方々に対しては、適正・迅速な労災給付を行うとともに労災被災者の社会復帰の促進を図ることとしております。

これらに必要な経費として九千四百六十六億四百万円を計上いたしております。

第六は、職業生活の向上と労働者福祉の増進に必要な経費であります。

総合的に労働者の福祉の増進を図るため、週休二日制の普及等労働時間短縮については、従来に引き続きその推進に取り組んでまいります。

また、勤労者の貯蓄や持家などの資産保有について促進を図るため、勤労者財産形成促進制度について持家個人融資に係る利子補給の本格的な実施に伴うその活用促進など勤労者財産形成のための諸制度の推進を図ることとしております。

このほか、最低賃金制度の推進、未払賃金立替私事業の充実等労働条件に関する施策を推進するとともに、中小企業退職金共済制度の普及促進、勤労青少年福祉対策の推進、勤労者のための福祉施設の整備等を行うこととしております。

これらに必要な経費として二百五十三億二千九百万円を計上いたしております。

第七は、心身障害者等の特別の配慮を必要とする人々の職業生活を援助する施策の推進に必要な経費であります。

心身障害者等の特別の配慮を必要とする人々に対して、雇用機会を確保するための雇用対策を積極的に推進するほか職業生活を援助するための施策の充実を図る必要があります。

このため、心身障害者対策については身体障害者雇用率達成指導を強化するほか、重点公共職業安定所の充実等による職業紹介体制の強化、心身障害者職業センターの機能の充実を図ることとし、特に就職の困難な重度障害者及び精神薄弱者については、地方公共団体の積極的参加の下に、民間の活力を活かした第三セクター方式による雇用企業の育成を図るなど雇用の改善を促進するための条件整備を図ることとしております。

次に、障害者の職業的自立を図るためには、その職業能力の開発向上等が重要であります。このため、障害者の一般の職業訓練校への入校促進、入校者の障害の重度化に対応した身体障害者職業訓練校の整備及び職業訓練大学校に身体障害者に関する職業訓練指導員養成課程の発足を図るほか、身体障害者の社会復帰を促進するため、治療から社会復帰までの一貫した総合リハビリテーション施設の設置計画を推進するとともに、国立職業リハビリテーションセンター等の適正な運営に努めることとします。

また、漁業離職者、駐留軍離職者については、関係臨時措置法の有効期限をそれぞれ延長し、再就職の援助促進を図ることとしており、このための法律案を今国会に提出しております。このほか、家内労働者、炭鉱離職者、沖縄失業者、同和関係住民、建設労働者、インドシナ難民等のための雇用対策についてもそれぞれ充実を図るほか、季節・出稼労働者についても通年雇用奨励金制度の拡充等により季節労働者の通年雇用の促進に努めることとしております。

さらに、失業対策事業につきましては、失業対策制度調査研究報告の趣旨に沿って、今後も事業の運営改善に努めてまいることとしております。これらに必要な経費として千四百一十一億二千六百万円を計上いたしております。

第八は、雇用における男女の機会と待遇の平等促進とそのための環境条件の整備に必要な経費であります。

国連婦人の十年国内行動計画後期重点目標の達

成のための啓発活動の強化等雇用における男女の機会と待遇の平等促進とそのための環境条件の整備に努めてまいります。

特に、婦人差別撤廃条約の批准に向けての条件整備を図るため、雇用における男女の機会と待遇の平等を確保するための法的整備について検討を進める一方、男女別定年制の解消に向けての行政指導を強化するとともに、女子雇用管理ハンドブックを作成する等企業の自主的な雇用管理改善を推進するために必要な施策を実施してまいります。

また、育児休業制度の普及を促進するため、育児休業奨励金等の拡充を図るとともに育児休業に関する法的整備について検討するほか、婦人に対する再就職援助対策の推進、勤労婦人の母性健康管理対策の推進等に努めることとしております。

これらに必要な経費として十一億九千三百万円を計上いたしております。

第九は、労使の相互理解と信頼を強化するための環境づくりの推進に必要な経費であります。

今後の社会経済の大きな変化に対応するためには、労使が広い視野から自主的に話し合うことにより、問題の合理的、平和的解決を図る必要があります。

このため、今後とも産業労働懇話会等の場を通じて、政・労・使間の理解を一層深めることに努めるとともに、労使関係の実情に関する調査研究等を行い、これらの成果の普及を通じて、安定した労使関係の形成を促進することとしております。

これらに必要な経費として七億二千三百万円を計上いたしております。

第十は、国際社会における我が国の役割にふさわしい労働外交の推進に必要な経費であります。

開発途上国の経済社会開発に対する援助協力を進めるに当たっては、特に人材開発への積極的協力が望まれております。

このため、民間企業の行う海外職業訓練を援助するための施設として「海外職業訓練協力センター」の設置の推進、国際技能開発計画の充実等、

民間の活力を生かした海外技術協力を推進するとともに、国際機関の行うアジア・太平洋地域技能開発計画への協力等、開発途上国労働者の労働能力の開発その他多角的な技術協力の推進を図ることとしております。

また、貿易摩擦等変動する国際労働問題への迅速な対応を図るほか、今後ともILO、OECD等の国際機関の諸活動に積極的に参加、協力するとともに、労働関係者の国際交流の促進等の施策を通じて積極的な労働外交を展開してまいることとしております。

これらに必要な経費として五十億二千万円を計上いたしております。

以上のほか、行政需要の変化に対応する行政体制の整備と充実及び一般行政事務費等に必要経費を計上いたしております。

以上、昭和五十八年度労働省所管一般会計及び特別会計の予算について概略説明申し上げます。

何とぞ、本予算の成立につきまして、格段の御協力をお願い申し上げます。

二月十八日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第三五九号）
- 一、てんかんの総合対策に関する請願（第三七二号）
- 一、先天性胆道閉鎖症の難病指定に関する請願（第三七三三号）（第三七四号）（第三七五号）（第三七六号）
- 一、保育所振興対策の確立に関する請願（第三七七号）
- 一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願（第三七八号）
- 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第三七九号）（第三八〇号）
- 一、てんかんの総合対策に関する請願（第三八

- 二、優生保護法改正反対に関する請願（第三八四号）
- 一、じん肺法改正に関する請願（第三八五号）
- 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第三八六号）
- 一、てんかんの総合対策に関する請願（第三八七号）
- 一、食品衛生法の技本改正と食品被害者救済法（仮称）の制定に関する請願（第三九〇号）
- 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第三九一号）
- 一、先天性胆道閉鎖症の難病指定に関する請願（第三九二号）
- 一、優生保護法改正反対に関する請願（第四〇九号）
- 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第四一七号）
- 一、療術の制度化阻止に関する請願（第四一八号）
- 一、カイロプラクティックに関する法律の制定反対に関する請願（第四一九号）
- 一、先天性胆道閉鎖症の難病指定に関する請願（第四二〇号）
- 一、てんかんの総合対策に関する請願（第四二六号）
- 一、市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願（第四三二号）
- 一、療術の制度化阻止に関する請願（第四三二号）
- 一、カイロプラクティックに関する法律の制定反対に関する請願（第四三三三号）
- 一、身体障害者福祉法改正に関する請願（第四三四号）
- 一、優生保護法改正反対に関する請願（第四七二号）
- 一、身体障害者福祉法改正に関する請願（第四七三三号）
- 一、保育所振興対策の確立に関する請願（第四

- 八〇号）
- 一、市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願（第四八一号）
- 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第四八二号）
- 一、てんかんの総合対策に関する請願（第四八三三号）
- 一、優生保護法改正反対に関する請願（第四八七号）
- 一、保育所振興対策の確立に関する請願（第四九二号）（第四九三三号）
- 一、先天性胆道閉鎖症の難病指定に関する請願（第四九四号）

第三五九号 昭和五十八年二月四日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 茨城県土浦市中央二ノ七ノ一六
青木大二 外三千七百三十七名
紹介議員 高杉 建忠君
この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三七二号 昭和五十八年二月四日受理
てんかんの総合対策に関する請願
請願者 東京都新宿区西早稲田二ノ二ノ八
社会福祉法人全国心身障害児福祉
財団内社団法人日本てんかん協会
内 永井勝実 外千名
紹介議員 藤井 恒男君
この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

第三七三三号 昭和五十八年二月四日受理
先天性胆道閉鎖症の難病指定に関する請願
請願者 滋賀県大津市大平二ノ一六ノ四
古川明 外二千名
紹介議員 安田 隆明君
先天性胆道閉鎖症は、治療が容易でなく、しかも長期にわたるため医療費の経済的負担が大きいので、難病指定をされたい。

理由

先天性胆道閉鎖症は、(一)病変を新生期に発見し、生後六週間以内に手術を受けなければ難治である。準急救疾患に該当し、専門機関での対応が不可欠である。(二)患者の両親は若く、専門の医療施設が都市部に点在しているため、医療費やそれに付随する諸経費の自己負担が過重であり、同時に難病の子を育てる精神的、社会的負担が大きい。(三)手術成功以後も上行性胆管炎や肝硬変症を併発し、脾臓肥大や食道静脈瘤の破裂・門脈圧高進による内臓からの出血などの後遺症を伴い、長期にわたる療養が必要で、定期的な検査や治療を必要とする。(四)この疾患の発症原因はいまだ不明で、早期発見、早期手術、対症治療が現状であり、適切な指導が得られず、手遅れになる例が多い。

第三七四号 昭和五十八年二月四日受理

先天性胆道閉鎖症の難病指定に関する請願

請願者 北海道夕張郡栗山町錦二ノ五六

竹田和久 外二千七名

紹介議員 井上 裕君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第三七五号 昭和五十八年二月四日受理

先天性胆道閉鎖症の難病指定に関する請願

請願者 北海道函館市深堀町四一ノ七 会

田信子 外二千名

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第三七六号 昭和五十八年二月四日受理

先天性胆道閉鎖症の難病指定に関する請願

請願者 東京都豊島区巣鴨三ノ三ノ一五 藤

原位憲方胆道閉鎖症の子供を守る

会内 荒波嘉男 外二千名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第三七七号 昭和五十八年二月四日受理

保育所振興対策の確立に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四

社会福祉法人全国社会福祉協議会

全国保育協議会内 谷口昭三 外

二万五千二百二名

紹介議員 初村滝一郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三七八号 昭和五十八年二月四日受理

基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(二通)

請願者 山形県酒田市東中の口町一七ノ九

酒田看護婦家政婦紹介所内 仁平

ユキエ 外二十九名

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第三七九号 昭和五十八年二月四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(三十八通)

請願者 千葉県銚子市台町一、八一七ノ二

大川史恵 外五百八名

紹介議員 井上 裕君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三八〇号 昭和五十八年二月四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 宮城県石巻市渡波黄金浜一六六ノ

二 屋代あや子 外千三百十九名

紹介議員 大石 武一君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三八二号 昭和五十八年二月四日受理

てんかんの総合対策に関する請願

請願者 大阪府富田林市甘南備二二六 秋

本泰司 外五百二名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

第三八四号 昭和五十八年二月五日受理

優生保護法改正反対に関する請願

請願者 川崎市幸区鹿島田六九〇 外岡政

子 外四十六名

紹介議員 田中寿美子君

優生保護法第十四条第一項第四号の「妊娠の継続又は分娩が、身体的又は経済的理由により、母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」のなかから「経済的理由」を削除する改正案は、これまでも昭和四十七年と昭和四十八年に国会に提出され、いずれも審議未了、廃案になつてはいるが、再び国民各層の意見を十分徴しないまま、一部宗教団体を背景とする国会議員の意見のみで改正を強行しようとする政府の態度を黙過することはできない。経済的理由の削除は、個人の選択による人工妊娠中絶の適用を著しく狭めるものであり、同時に刑法第二百十二条堕胎罪の適用の道を開き、中絶を事実上非合法化しようとするものである。また、望まない妊娠を予防するための適切な処置と対策を怠り、ただ法律による規制を強めようとする方策は女性に対する弾圧を意味し、百害あつて一利のないことは明白である。ついでに、優生保護法の改正に反対された。

理由

産む産まないの決定は、個人の基本的人権であり、国家が介入すべき問題ではない。また、中絶は、女性の立場からも決して望むものではないが、百パーセント有効で安全な避妊法がない現在、最後の選択として残されるべきである。いま、経済的理由を削除すればやみ堕胎の増加を招き、妊婦の死亡率を高めるだけであり、これこそ生命の尊重に反する。国及び関係各府庁は、優生保護法の改正より以前に正しい避妊知識・サービスの普及徹底、施設の充実、性教育の徹底に努力すべきである。

第三八五号 昭和五十八年二月五日受理

じん肺法改正に関する請願

請願者 北海道岩見沢市東町一条八丁目全

国じん肺患者同盟北海道地方支部

内 立花一美 外二百七十七名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第三八六号 昭和五十八年二月五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 北海道虻田郡倶知安町北一条西二

丁目 鈴木昭夫 外三千九百九十

九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三八七号 昭和五十八年二月五日受理

てんかんの総合対策に関する請願

請願者 東京都新宿区西早稲田二ノ二ノ八

社会福祉法人全国心身障害児福祉

財団内社団法人日本てんかん協会

内 後藤良子 外千三十三名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

第三九〇号 昭和五十八年二月五日受理

食品衛生法の抜本改正と食品被害者救済法(仮称)

の制定に関する請願

請願者 千葉県柏市旭町六ノ一ノ七ノ三〇

三 橋本紀子 外四名

紹介議員 八百板 正君

食べ物とは人間の生命、健康を維持・増進し、種族の保持・繁栄を図るためにあり、そのためには安全であることが絶対条件である。ところが、現在の食べ物には、生産、加工、流通段階で多くの化学物質が使われ、また、化学物質、重金属等による環境汚染・食品混入・蓄積も広がっている。今の食べ物では、ひとりひとりが、視覚、臭覚を働か

せて自衛するのは不可能であり、事実、森永ひ素ミルク事件、カネミ油症事件など悲惨な食品公害が次々と発生した。また、がん死亡、先天異常が死、先天性障害児の増加は、食品中の化学物質による発がん性物質、催奇性物質、遺伝子を傷つける物質によるところが大きいい、と学者から指摘されている。政治の第一義は、国民の生命と健康を守ることにあつたが、現在の法律では、食品の安全は十分に保障できるようになつていない。ついでに、国の責任で食品公害を未然に防ぎ、国民の生命と健康を守るために、次の次項について、実現を図られたい。

- 一、食品衛生法を抜本的に改正すること。
- 1 国民の生命、健康を守るため、食品の安全性を確保する国の責任を明記すること。
- 2 国民の食品安全に関する権利（一）安全な食品の供給を受ける権利（二）安全な食品を選択できる権利（三）食品安全行政に参加する権利）を保障すること。
- 3 人体に有害な化学物質が食べ物に混入、蓄積することのないよう具体的に法規制を行うこと。
- 4 輸入食料をはじめすべての食品に対する食品安全の検査・監視体制を強化すること。
- 二、食品被害者救済法を制定すること。
- 1 国民が食品による被害を受けた場合、被害の完全かつ迅速な救済に役立つ制度を設けること。
- 2 加害者の責任を免責しない制度とすること。
- 三、国民の意見を尊重すること。
- 1 食品二法（食品衛生法の抜本改正と食品被害者救済法の制定）について国会は公聴会を開催し、国民の要望をきき、制度化へその声を取り入れること。
- 2 食品二法についての日本弁護士連合会の意見書を尊重すること。

第三九一号 昭和五十八年二月五日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 埼玉県大宮市東大成町二ノ六一七

紹介議員 関口 恵造君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第三九二号 昭和五十八年二月五日受理

請願者 沖繩県国頭郡宜野座村松田二、八

名

この請願の趣旨は、第三七二号と同じである。

第四〇九号 昭和五十八年二月七日受理

請願者 東京都府中市新町一ノ七二ノ一〇

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第四一七号 昭和五十八年二月七日受理

請願者 北海道小樽市幸二ノ一八ノ四 飯

小笠原貞子君

この請願の趣旨は第三二五号と同じである。

第四一八号 昭和五十八年二月七日受理

請願者 神戸市垂水区瑞ヶ丘六ノ二三社団

吉田卓次

無言計其口而一良言

業界を混乱させ盲人の職域を侵害する療術の制度

理由
カイロプラクティックは、手技療法の一つであつ

て、法にいうあん摩マッサージ指圧の範ちゆうに含まれるのでこれを分離、独立させる必要はななく、簡易な電気光線療法は、あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう・柔道整復の補完的手段であつて、これを独立業種とすることは制度上不可能である。器技師等届出による認可制度は、業者の知識、技能を低下させ、治療過誤多発の危険につながらるので絶対賛成できない。また、現行法では、関連業務の免許取得を条件として療術の新規開業を認めているので、新法制定の必要はない。昭和三十五年の最高裁判決以後、療術業者は、公然として講習会を開いて無資格者を養成し、療術法制化によつてすべての合法化しようとしている。我が国では、多数の盲人がその特質を生かしてあん摩マッサージ指圧・はり・きゆう業に従事し、社会参加の重責を果たしている。この現実を無視して療術法制化を強行するときは、これらの適職を盲人から奪ひ重大な社会不安を招くことになる。なお、目下、厚生大臣の委嘱した研究班は、療術の処遇について調査、研究を進めているが、この調査報告に先立ち議員立法を意図することについては、自重と反省を望むものである。

第四一九号 昭和五十八年二月七日受理

関する請願

法人兵庫県鍼灸マッサージ師会内

紹介議員 中西一郎君

カイロプラクティック（脊柱矯正の手技療術）の身

制定に向けて、活発かつ積極

王・はり・き・ゆ・うを業とする者は、これに全面的

に反文である。ついでにはカイロニクスで、

理由

(イ)カイロプラクティックとは、手を用いて脊柱に圧迫的衝撃、又は他動的運動を加える手技療術であつて、あん摩マッサージ指圧及び柔道整復等、既存の手技療法の一環であり、本来、あん摩マッサージ指圧師・柔道整復師の業務範囲に属するものである。(ロ)あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)の第十二条において、その独立業務が禁止されている。(ハ)あん摩等中央審議会(厚生大臣の諮問機関)では、あん摩マッサージ指圧以外の手技療術を、あん摩等と別にその身分を定めることのできる医学的根拠の有無、あん摩等との体系的な相違点の有無及びあん摩等と分離して免許を認める必要の有無等の検討について、厚生大臣の諮問を受け、昭和四十二年以来、専門の研究プロジェクトを編成し、研究を続けているところであり、現在なお、その答申が出されていない現状である。(ニ)あん摩マッサージ指圧・柔道整復・はり・きゆう等、医師以外の者の医業類似行為に關する身分をいくつもつくることは、医療行政を複雑にするのみでなく、関係業者間の競合を招く結果となることは必至であつて、國民の保健衛生の向上を妨げることになる。(ホ)医師以外の医業類似行為に關する身分及び教育は、一元化を図ることがむしろ急務である。(ヘ)財団法人厚生統計協会発表の「衛生行政業務報告」によると、昭和五十五年末における全国あん摩マッサージ指圧・柔道整復・はり・きゆうの施術者数は、あわせて十八万五千四百六十三人、人口十万人当たり百五十八人となつてゐるのに対し、医師の数は十四万八千五百八十人、人口十万人当たり百二十六・七人となつてゐる。この数字が示すとおり、医師以外の施術者は、供給が必要を大きく上回つており、過当競争の結果は、視覚障害者に一方的にしわ寄せされ、視覚障害者の生計が困窮に追い込まれてい(四)國民の有病率は十パーセントで、そのうち

百分の八十三・八十四が医師による治療を受けており、わずかに百分の二程度が医師以外の施術者による治療を受けている。しかも医師以外の施術者の数は、医師の数を三万六千八百八十三人も上回っている事実から見て、新しい療術（カイロプラクティック）を法制化する国家的要請は全くなく、国民のニーズにこたえるものとは考えられない。

第四二〇号 昭和五十八年二月七日受理
先天性胆道閉鎖症の難病指定に関する請願

請願者 奈良県御所市五百家四八四 菅原 正光 外二千二百名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第四二六号 昭和五十八年二月七日受理
てんかんの総合対策に関する請願

請願者 東京都新宿区西早稲田二ノ二ノ八 社会福祉法人全国心身障害児福祉財団内社団法人日本てんかん協会 内 曾我孝志 外千名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

第四三二号 昭和五十八年二月八日受理
市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡多良見町化屋名 一、七九七社会福祉法人多良見町社会福祉協議会会長 石丸義雄 外六千四百四十六名

紹介議員 中村 慎二君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第四三三号 昭和五十八年二月八日受理
療術の制度化阻止に関する請願

請願者 兵庫県姫路市新身町四二社団法人 兵庫県鍼灸マッサージ師会内 田

紹介議員 中国夫 金井 元彦君
この請願の趣旨は、第四一八号と同じである。

第四三三三号 昭和五十八年二月八日受理
カイロプラクティックに関する法律の制定反対に関する請願

請願者 兵庫県姫路市新身町四二社団法人 兵庫県鍼灸マッサージ師会内 田 中国夫

紹介議員 金井 元彦君

この請願の趣旨は、第四一九号と同じである。

第四三四号 昭和五十八年二月八日受理
身体障害者福祉法改正に関する請願

請願者 島根県松江市菅田町上浜弓五七〇 一四 入谷仙介 外九名

紹介議員 前島英三郎君

身体障害者福祉法の改正にあたっては、従来法の盲点となつていゝ中途失聴・難聴の、単一聴覚障害者に対する保障を充実するよう、次の事項について実現を図られたい。

一、法第四条に定める別表中の二から平衡機能障害を分離し、単一に聴覚機能障害とすること。
二、同別表中の三を、聴覚機能・言語機能と分離し、併合（又は重複）障害とすること。
三、そのため平衡機能障害と音声機能障害の項を分離すること。

四、法第五条・第十八条・第三十条のそれぞれに単一聴覚障害者の規定を設けること。
五、公共の場での聞こえの保障は、手話通訳とO・H・P要約筆記者施設を併用するよう努めなければならない。とすること。

理由

国際障害者年に開催された国及び障害者主催の全国集会には、手話を解しない単一聴覚障害者（中途失聴・難聴者）のための施設O・H・Pなどが

なかつたため、出席した多数の同障害者は、聞こえの保障のない、ろう者の悲哀と不平等を身をもつて実感し、完全参加と平等の国際障害者年に、置き忘れられた存在であつた。国の措置が乏しかつたので地方団体市町村行事の大部分が、また同様の状況であつたものと思われる。このような差別現象が、指摘改善されず放置されてきた原因は、（一）法の位置づけが不備であつたこと。（二）重複障害のろうあ部門の対応が重点的に先行してしたこと。（三）単一聴覚障害者（全聴覚者の約七割）は個々に孤立していて全国的組織が最近までなく、実態を国及び社会に訴える機会と力がなかつたこと。などによるものである。（資料添付）

第四七二号 昭和五十八年二月九日受理
優生保護法改正反対に関する請願

請願者 新潟県上越市国府三ノ三ノ四 山崎綾子 外五十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第四七三三号 昭和五十八年二月九日受理
身体障害者福祉法改正に関する請願

請願者 埼玉県新座市池田五ノ九ノ七 佐藤進

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第四三四号と同じである。

第四八〇号 昭和五十八年二月九日受理
保育所振興対策の確立に関する請願

請願者 茨城県日立市高鈴町三ノ六ノ二 田村晃洋 外五千六百四名

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第四八一号 昭和五十八年二月九日受理
市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願

（三通）

請願者 静岡県榛原郡相良町相良二六三ノ七九社会福祉法人相良町社会福祉協議会会長 中村福司 外一万八千六百五十一名

紹介議員 戸塚 進也君

この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第四八二二号 昭和五十八年二月九日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 静岡県藤枝市田中二ノ一ノ三三 片山邦久 外千九百九十九名

紹介議員 戸塚 進也君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第四八三三三号 昭和五十八年二月九日受理
てんかんの総合対策に関する請願

請願者 東京都新宿区西早稲田二ノ二ノ八 社会福祉法人全国心身障害児福祉財団内社団法人日本てんかん協会 内 北島英治 外千名

紹介議員 戸塚 進也君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

第四八七号 昭和五十八年二月十日受理
優生保護法改正反対に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井町四ノ一七ノ一九 岩淵アキ子 外五十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第四九二二号 昭和五十八年二月十日受理
保育所振興対策の確立に関する請願

請願者 神奈川県小田原市早川七六六 鈴木 木萬史 外二千八百七十三名

紹介議員 田中 正巳君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第四九三三三号 昭和五十八年二月十日受理

保育所振興対策の確立に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会内 庭山良宗 外
二千五百一名

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第四九四号 昭和五十八年二月十日受理

先天性胆道閉鎖症の難病指定に関する請願

請願者 福岡市博多区榎田一ノ九ノ一六
如山サチエ 外二千名

紹介議員 高平 公友君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

二月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
(第五一六号)

一、優生保護法改正反対に関する請願(第五一七号)

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(第五二二号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第五二二号)

一、優生保護法改正反対に関する請願(第五二四号)

一、じん肺法改正に関する請願(第五二五号)

一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第五三七号)

一、老人福祉に関する請願(第五四二号)

一、先天性胆道閉鎖症の難病指定に関する請願(第五四七号)(第五四八号)(第五四九号)(第五五〇号)(第五五一号)(第五五二号)(第五五三号)(第五五四号)(第五五五号)(第五五六号)

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(第五五七号)(第五五八号)

一、民間保育事業振興に関する請願(第五五九号)

第五一六号 昭和五十八年二月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都北区赤羽西六ノ四ノ四
田雄二 外二千四百九十四名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第五一七号 昭和五十八年二月十四日受理

優生保護法改正反対に関する請願

請願者 東京都港区南麻布五ノ一五ノ二五
小林一彦 外三十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第五二二号 昭和五十八年二月十四日受理

基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(通)

請願者 東京都品川区大井三ノ二七ノ一二
恵愛看護婦家政婦紹介所内 水谷ハルイ 外三十一名

紹介議員 嶋崎 均君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第五二二二号 昭和五十八年二月十四日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 千葉県市原市潤井戸一、九一五
中川原登 外千六百九十九名

紹介議員 白井 莊一君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第五二四号 昭和五十八年二月十五日受理

優生保護法改正反対に関する請願

請願者 埼玉県春日部市大畑四九八ノ五サ
ニコポー一〇三 志村智香子
外五十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第五二五号 昭和五十八年二月十五日受理

じん肺法改正に関する請願

請願者 大分県佐伯市常盤南町七ノ二一全
国じん肺患者同盟大分県連合会内
佐野忠茂 外二千五百二十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第五三七号 昭和五十八年二月十五日受理

個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 東京都江戸川区松本町三六四ノ四
阿部隆 外八十七名

紹介議員 粕谷 照美君

一、個室付浴場業(トルコぶろ)が公認売春業化している現状を打破するため、個室付浴場業の法令上の根拠である公衆浴場法を改正して新規営業を禁止すること。

二、既存のトルコぶろは経過措置として法施行一年後に営業をやめさせること。

理由

昭和三十一年五月に成立した売春防止法は、国家による売春否定宣言であり、公認売春との絶縁を意味する画期的な文化立法であるにもかかわらず、密室の個室浴場で異性に役務を提供すると法文で明記されているトルコぶろは、公衆浴場法にその存在の基礎をおき、風俗営業等取締法で地域制限を受けるという形でかえって新設営業が認められる結果になっている。このことは、売春の公然集娼地域形成という結果を生み、かつての公娼制度時代のような紅灯のちまたを再現させた原因となっている。売春業たるトルコぶろの存在

を法的に認めていることは、トルコぶろを現代の公娼制度として認めることにはかならず、売春防止法がありながら現代の公娼制度を出現していることは国家の態度として大きな矛盾であるといわねばならない。速やかに法改正をして、売春業化したトルコぶろを法的に駆逐して管理売春をあくまで否定し、集娼地域を許さぬ法制度及び行政制度の確立を願うものである。

第五四二二号 昭和五十八年二月十五日受理

老人福祉に関する請願

請願者 東京都中央区銀座四ノ一三ノ一八
医療ビル内東京老人福祉会内 上田金蔵 外九百九十九名

紹介議員 安井 謙君

老齢福祉年金の増額、老人医療費無料化と所得制限撤廃、入院費中介護料、差額ベッド料、看護料、付添人費用の無料化、高齢者就労施設の増設と就労徹底、ホームヘルパーの増員、老人福祉関係の諸制限の緩和又は撤廃について改善を図りたい。

理由

六十歳以上の高齢者は我が国人口の一割にも達し、その大半は経済的に恵まれていない。現在の高齢者は、国のため数々の戦禍に遭遇して、老後の安定準備を逸した者が多く最大の犠牲者といつても過言ではない。また、敗戦後、家族制度の崩壊により、ほとんどの老人が精神的に経済的に取り残され、特に低成長時代のなかでその影響は弱きもの高齢者に容赦なくしわ寄せされて、老後不安と生活苦に一層拍車をかけている。高齢のため、心ならずも国の福祉施策に頼らざるをえないが、近年盛り上った老人福祉対策も後退の兆しさえ見受けられる憂慮すべき現況である。我が国の高齢者社会は高齢人口の増加により世界一の老人大国となり、国政のうえにも大きな社会問題となっており、次の恒久的老人福祉対策を講ずるよう望む次第である。(一)老齢福祉年金については、近

年の経済不況を理由に引上げ困難等とのことであるが物価値上がりは比例した適正なスライド制を加味して勘案し、月額三万円の実現を期待するものである。(二)医療費無料化は老人福祉にとって最大の善政であり、容易に病院に行けなかつた多くの老人が医療費無料化制度の実現によつて、経済的にも精神的にも大変助けられたが、昨今老人医療後退により、老人医療を圧迫する傾向があることは実態を無視したものである。また、入院費中の差額ベッド料、介護料、看護人、付添人等の費用の無料化又は軽減と老夫婦所得制限の大幅な緩和をすることともに東京都における老人医療制度六十五歳以上の堅持を望むものである。(三)老人福祉法の一環として老人クラブが設立されているが、その助成金が低額のためその運営に支障をきたしているのを助成金の増額を要望するものである。四高齢者就労については、積極的就労あつたを望むものである。なお、寝たきり老人に対するホームヘルパー派遣週一回を三日以上に増し介護の徹底の実現を切望するものである。

第五四七号 昭和五十八年二月十五日受理
先天性胆道閉鎖症の難病指定に関する請願

請願者 東京都豊島区駒込五ノ二ノ二ノB
ノ三〇二 愛川展功 外二千百九十九名

紹介議員 中山 太郎君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第五四八号 昭和五十八年二月十五日受理

先天性胆道閉鎖症の難病指定に関する請願

請願者 東京都板橋区小豆沢一ノ一五ノ一
七 諏訪節子 外千九百九十九名

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第五四九号 昭和五十八年二月十五日受理

先天性胆道閉鎖症の難病指定に関する請願

第七部 社会労働委員会会議録第三号 昭和五十八年三月二十二日【参議院】

請願者 滋賀県大津市田上枝町四四六ノ二
服部ます江 外二千四百九十九名

紹介議員 金丸 三郎君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第五五〇号 昭和五十八年二月十五日受理

先天性胆道閉鎖症の難病指定に関する請願

請願者 東京都保谷市下保谷三ノ九ノ六
口富美子 外二千二百九十九名

紹介議員 鈴木 正一君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第五五一号 昭和五十八年二月十五日受理

先天性胆道閉鎖症の難病指定に関する請願

請願者 大阪府平野区平野東一ノ一ノ一
七 綿谷康廣 外千四百九十九名

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第五五二号 昭和五十八年二月十五日受理

先天性胆道閉鎖症の難病指定に関する請願

請願者 埼玉県浦和市辻一ノ九ノ二九 細川千津留 外二千四百九十九名

紹介議員 山本 富雄君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第五五三号 昭和五十八年二月十五日受理

先天性胆道閉鎖症の難病指定に関する請願

請願者 滋賀県守山市旭庭堂町一ノ一 小林祥二 外二千四百九十九名

紹介議員 江島 淳君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第五五四号 昭和五十八年二月十五日受理

先天性胆道閉鎖症の難病指定に関する請願

請願者 静岡県浜名郡舞阪町舞阪二、〇三八ノ一 藤田稔 外二千四百九十

九名
紹介議員 田中 正巳君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第五五五号 昭和五十八年二月十五日受理

先天性胆道閉鎖症の難病指定に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡水口町中邸三ノ五
〇 岡田和賀子 外二千四百九十九名

紹介議員 谷川 寛三君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第五五六条 昭和五十八年二月十五日受理

先天性胆道閉鎖症の難病指定に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市宮古町一九〇ノ一
須田堅一 外二千四百九十九名

紹介議員 福田 宏一君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第五五七号 昭和五十八年二月十五日受理

基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(八通)

請願者 福島県郡山市清水台一ノ六ノ六 桑原マシノ 外九十七名

紹介議員 鈴木 正一君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第五五八号 昭和五十八年二月十五日受理

基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(八通)

請願者 東京都足立区西綾瀬二ノ二二ノ一 七佐々木家政婦紹介所内栗田恵美子 外百二十名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第五五九号 昭和五十八年二月十五日受理

民間保育事業振興に関する請願

請願者 愛知県一宮市向山町二ノ一八 木村鋭英 外九千九百名

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

三月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、カイロプラクティックに関する法律の制定等に関する請願(第六三四号)

一、療術の制度化阻止に関する請願(第六三五号)

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(第六五四号)(第六五五号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第六五六号)

一、カイロプラクティックに関する法律の制定反対に関する請願(第七三二号)

一、療術の制度化促進に関する請願(第七三三号)

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(第七三三号)(第七三四号)(第七三五号)(第七三六号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第七三八号)

一、優生保護法改正反対に関する請願(第七八九号)

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(第七九二号)(第七九三号)(第七九四号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第七九五号)(第七九六号)

一、カイロプラクティックに関する法律の制定等に関する請願(第七九七号)

一、優生保護法一部改正反対に関する請願(第八六五号)(第八六六号)(第八六七号)(第八六八号)(第八六九号)(第八七〇号)(第八七一号)(第八七二号)(第八七三三三)(第八七四

号)(第八七五号)(第八七六号)
一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(第八八二号)(第八八三号)

第六三四号 昭和五十八年二月十八日受理
カイロプラクティックに関する法律の制定等に関する請願

請願者 東京都渋谷区宇田川町一〇ノ二第二野ロビル日本カイロプラクティック師会内 須藤清次

紹介議員 松前 達郎君

カイロプラクティックは脊柱の矯正により人の健康の維持のために重要な役割をもつものであり、既に法制化されている柔道整復師、鍼灸師、指圧・あん摩・マッサージ師等の業態とは、全く異なる原理に基づく総合的自然療法で、これら既存業界の、職域を狭めたり競合したりするものではない。よって、カイロプラクティックに関する法律を制定し、カイロプラクティックに関する公益法人の設立を許可されたい。

理由

(一)カイロプラクティックとは、手技のみによる脊椎や骨盤の矯正を主な療法とする医療類似行為であり、非観血的無薬療法として、単に治療としてのみならず、むしろ予防医学として、人体の自然治癒力を高めるものである。(二)カイロプラクティックは、脊椎を矯正することにより、圧迫されていた脊髄神経の障害が取り除かれ、それに関連して全身に現れた様々な症状、疾病も解消していくもので、はり・きゅう、柔道整復、指圧・あん摩・マッサージとは原理が異なる総合的自然医学である。(三)カイロプラクティックが、米国のダニエル・パーマー博士により、明治二十八年に発表されてから、八十七年を経過した現在、米国連邦政府公認の医学として、六年制の専門大学が十六校設けられており、また、医療の一環として、保険診療も適用されている。韓国のみならず、英国

一校、カナダ一校、オーストラリア二校とそれぞれ公認の大学が設けられており、ニュージーランドにおいては、既に米国に次いで法制化がなされている。(四)この療法に従事するカイロプラクターは、米国で二万五千人、ニュージーランド二千人、カナダ千八百人、英国千五百人、ベルギー千二百人、デンマーク五百人、ドイツ五百人、スイス三百人と国際的に拡大しつつある現状である。(五)他方、我が国においては、大正八年田中西造博士により、初めてカイロプラクティックが紹介され、以来六十四年の歳月を経て、着々と国民にカイロプラクティックが浸透しつつあり、現在三千人のカイロプラクターが国民の健康と福祉に寄与しつつある。(六)我が国における医療類似行為としてのカイロプラクティックは、昭和三十一年労働省の職業分析年鑑に登録されることとなり、更に昭和四十五年には、宮城県衛生部長と厚生省医務局長との間において、「カイロプラクティックは、脊椎の調整を目的とする点において、あん摩、マッサージ、又、指圧と区別され、従つて、あん摩、マッサージ又、指圧に含まれないものと解する」旨の見解も打ち出されている。(七)日本のカイロプラクティックは、創始国米国はもとより、世界各国と比較してもまだ遅れている。その発展の阻害要因の一つは制度にあり、はり・きゅう、柔道整復、指圧・あん摩・マッサージが既に立法化され、国の指導、免許をもつて施術を行つてい

るが、カイロプラクティックは立法化されていないため、積極的広範囲にわたる国民生活への浸透が阻害されることにつながつてい(八)法制化がなされていないということは、公的なカイロプラクター養成の専門教育が行えないことにつながり、資格、技術を問われないということにも結びつき、このことは、無免許者であつても、昭和三十三年における最高裁判決に基づく「無害の療法の禁止、処罰をする事は違法である」により、拙劣なカイロプラクターを名乗る一部の者の出現も考えられ、国民の健康向上にマイナスとなることもあり得る。(九)国民の健康を維持し、よりすぐれた

日本民族の繁栄を図るため、現在放任状態にある療術行為(あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復以外の医療類似行為)のうち、高度の技術を要するカイロプラクティックの適正立法化により業者の認識及び地位向上を図り、もつて立法化、公益法人化に基づく業界自主規制により、より適切なカイロプラクティックにより国民の福祉と健康に寄与することを念願とするものである。

第六三五号 昭和五十八年二月十八日受理
療術の制度化阻止に関する請願

請願者 神戸市長田区松野通四ノ七ノ一〇 阿分利温

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第四一八号と同じである。

第六五四号 昭和五十八年二月十八日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願

請願者 福島県会津若松市徒之町四ノ二四 馬場清子 外十四名

紹介議員 鈴木 正一君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第六五五号 昭和五十八年二月十八日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(二通)

請願者 愛媛県宇和島市丸之内二ノ一ノ七 有限会社宇和島家政婦紹介所内 仲田政子 外二十六名

紹介議員 松垣徳太郎君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第六五六号 昭和五十八年二月十八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 愛媛県伊予三島市宮川四ノ六ノ四 五 西川利重 外千三百七十九名

紹介議員 松垣徳太郎君
この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第七三二号 昭和五十八年二月二十一日受理
カイロプラクティックに関する法律の制定反対に関する請願

請願者 神戸市長田区松野通四ノ七ノ一〇 阿分利温

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第四一九号と同じである。

第七三三二号 昭和五十八年二月二十一日受理
療術の制度化促進に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄ヶ谷五ノ三〇ノ八 奥田長吉

紹介議員 阿具根 登君

現在放任状態にある療術行為(あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復以外の医療類似行為)の適正化と業者の地位向上を図るため、カイロプラクティック師、電気光線師及び器械技師の制度を設けられたい。

理由

(一)療術(手技・電気・光線・温熱・刺激療法)は、医療類似行為の一種であるが、あん摩、はり、きゅう及び柔道整復とは全く異なる業務として、昭和五年以来各地方庁令により許可されてきたが、昭和二十二年に占領政策という理由で禁止となり、以来新規開業は許されていない。しかし、既得権業者に限つては、国民の需要も多く、公共の福祉にも反しないので、その禁止期間は度々延長され、昭和三十九年に至り、禁止は解除となつた。(二)昭和四十九年十月に発表された、総理府が行つた世論調査でも、療術行為については、他の医療類似行為と同様に、学校教育による免許制度として新規開業を望む声が五十五パーセントを超えているが、去る昭和三十五年に、最高裁判所が、無資格者による療術行為について、「有害の虞れのない療術行為の禁止、処罰は違法である。」

と判示してからは、自由開業者が激増しているにもかかわらず療術行為の適正な取締りも行われず、全くの放任状態である。(三)昭和三十一年には、厚生大臣から、あん摩等中央審議会に対して、「療術の今後の取扱いについて」諮問が出され、また、昭和四十七年には、これを促進するため法律が改正され、「厚生大臣は、昭和四十九年末までに、答申を参酌して措置すること。」になつたが、審議会を構成する委員が各団体の利益代表である関係等もあつて、国民医療を没却した論議が多く、審議は難行を極めた。四しかし、審議会は諮問以来十年余を経て、やつと答申をまとめ、昭和四十九年十二月十九日に、厚生大臣に対して、(一)本審議会では結論が得られないこと。(二)厚生大臣は、医学者等の専門家による研究班を設けて、速やかに自己の責任で決定すること。等の答申を行つた。(三)答申に基づいて厚生省は、昭和五十年二月に研究班を設置したが、療術行為の実態については、既に、昭和二十四、五年の二箇年にわたり、国費各五十万円をもつて、北大医学部、北大登別分院、東大医学部、東京医大、横浜市大医学部、九大別府温泉研究所等で、療術業者の施術が臨床実験され、また、昭和二十六、七年には、慶大医学部、慈恵医大等で、療術の器械、器具が調査され、おむね無害有効の調査結果が出されている。更に、昭和四十八年には、療術調査の予算が計上され、翌昭和四十九年二月頃から、厚生省の委嘱で医学界の権威者によつて、カイロプラクティック、電気光線、器械についての調査が行われ、結果の報告が出されている。(四)国会においては、昭和四十七年の法律改正の際、その提案理由として、(一)措置を急がないと業者が老齢化し、その技術が絶えること。(二)したがつて、療術の業務内容及びその資格制度の創設に必要な措置をとること。が挙げられ、その方針は明確化されている。(五)療術は既に国民の間に定着しており、その健全な在り方、制度化を望む地域住民の声も強く、東京都議会、北海道議会、秋田、山形、栃木、新潟、静岡、兵庫、岡山、広島、山口、香

川、福岡、長崎の各県議会、札幌市ほか二十五市、九町村議会で「療術業の法制度化に関する要望決議、意見書」が議決、決定されて、総理大臣は関係機関に提出されている。(六)療術は、あん摩、はり、きゅう及び柔道整復とは異なる簡易療法として発達したもので、国民の健康増進にも寄与するところが多く、広く愛好されているものであるから、今後は、学校教育、研修制度と地方庁試験により、資質の向上を図り、業務が適正に行われるよう、カイロプラクティック師、電気光線師、器械師の三種の制度についての立法化が必要である。

第七三三号 昭和五十八年二月二十一日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願
請願者 石川県金沢市長町二ノ七ノ二二有
限会社金沢看護婦家政婦紹介所代
表取締役 宮本篤佳 外十五名
紹介議員 石本 茂君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第七三四号 昭和五十八年二月二十一日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(六通)
請願者 栃木県小山市天神町一ノ六ノ三小
山看護婦家政婦紹介所内 小林コ
ヲ 外九十名
紹介議員 岩崎 純三君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第七三五号 昭和五十八年二月二十一日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(七通)
請願者 山口県柳井市山根二、八一七ノ
一 岡千鶴子 外百十名
紹介議員 志村 愛子君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第七三六号 昭和五十八年二月二十一日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(二通)
請願者 青森市新町二ノ二二日本臨床
看護家政協会青森支部内 間山
長九郎 外二十二名
紹介議員 山崎 竜男君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第七七八号 昭和五十八年二月二十二日受理
てんかんの総合対策に関する請願
請願者 東京都新宿区西早稲田二ノ二ノ八
社会福祉法人全国心身障害児福祉
財団内社団法人日本てんかん協会
内 杉本保宏 外千名
紹介議員 中山 千夏君
この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第七八九号 昭和五十八年二月二十二日受理
優生保護法改正反対に関する請願(二通)
請願者 和歌山県海南市名高三七 一 前川
洋子 外百三十四名
紹介議員 中山 千夏君
この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第七九二号 昭和五十八年二月二十二日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願
請願者 大阪市北区堂山町一四ノ五 谷口
ミク 外十四名
紹介議員 中山 太郎君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第七九三号 昭和五十八年二月二十二日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(六通)
請願者 東京都渋谷区宇田川町一〇ノ二第
二野ロビール日本カイロプラクティ
ック師会内 仲野彌和
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第七九四号 昭和五十八年二月二十二日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(十七通)
請願者 三重県津市大門一ノ一九中勢家
政婦紹介所内 小田たみゑ 外二
百三十五名
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第七九五号 昭和五十八年二月二十二日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 三重県名張市桔梗が丘五ノ六ノ六
五 立花春三 外三千四百九十九
名
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第七九六号 昭和五十八年二月二十二日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 鳥取市湖山町東五ノ五七〇ノ二
山本一登 外七百六十七名
紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

請願者 岩手県一関市磐井町一ノ一六日本
臨床看護家政協会一関看護婦家政
婦紹介所内 平賀イシ 外九十名
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第七九七号 昭和五十八年二月二十二日受理
カイロプラクティックに関する法律の制定等に関
する請願
請願者 東京都渋谷区宇田川町一〇ノ二第
二野ロビール日本カイロプラクティ
ック師会内 仲野彌和
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第七九八号 昭和五十八年二月二十二日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(十七通)
請願者 三重県津市大門一ノ一九中勢家
政婦紹介所内 小田たみゑ 外二
百三十五名
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第七九五号 昭和五十八年二月二十二日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 三重県名張市桔梗が丘五ノ六ノ六
五 立花春三 外三千四百九十九
名
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第七九六号 昭和五十八年二月二十二日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 鳥取市湖山町東五ノ五七〇ノ二
山本一登 外七百六十七名
紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第七九七号 昭和五十八年二月二十二日受理
カイロプラクティックに関する法律の制定等に関
する請願
請願者 東京都渋谷区宇田川町一〇ノ二第
二野ロビール日本カイロプラクティ
ック師会内 仲野彌和
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第七九八号 昭和五十八年二月二十二日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(十七通)
請願者 三重県津市大門一ノ一九中勢家
政婦紹介所内 小田たみゑ 外二
百三十五名
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

この請願の趣旨は、第六三四号と同じである。

第八六五号 昭和五十八年二月二十三日受理

優生保護法一部改正反対に関する請願

請願者 鹿児島市清水町一八ノ一〇 芝シ

紹介議員 市川 正一君

我々は、優生保護法第十四条第一項の「妊娠の継続、又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」より、「経済的理由」を削除することに反対である。経済大国、生命の尊厳などを口実に経済的理由を削除するのは、今日の婦人の生活実態を無視し、また、国連の婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約が明記する人間の基本的権利への国家の介入となる。政府は、だれもが安心して生み育てられるような母性保護・福祉施設の拡充、労働条件の改善など社会的条件の向上こそ急ぐべきである。同法改悪による規制は非法中絶を増やし、妊産婦の死亡率増加となることは諸外国の例で明らかである。ついでには、優生保護法の妊娠中絶要件から「経済的理由」を削除しないようにされたい。

第八六六号 昭和五十八年二月二十三日受理

優生保護法一部改正反対に関する請願

請願者 鹿児島市下荒田四ノ三ノ一四

岩切代知 外二十四名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第八六五号と同じである。

第八六七号 昭和五十八年二月二十三日受理

優生保護法一部改正反対に関する請願

請願者 鹿児島市真砂本町二ノ一七 垣内

ムメ 外二十四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第八六五号と同じである。

第八六八号 昭和五十八年二月二十三日受理

優生保護法一部改正反対に関する請願

請願者 鹿児島市下荒田三ノ一六ノ六 浜

田キミ子 外二十四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第八六五号と同じである。

第八六九号 昭和五十八年二月二十三日受理

優生保護法一部改正反対に関する請願

請願者 鹿児島市三和町四七ノ一八 徳永

スメエ 外二十四名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第八六五号と同じである。

第八七〇号 昭和五十八年二月二十三日受理

優生保護法一部改正反対に関する請願

請願者 鹿児島市新屋敷町二〇ノ一 萩原

ヨシ子 外二十四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第八六五号と同じである。

第八七一号 昭和五十八年二月二十三日受理

優生保護法一部改正反対に関する請願

請願者 鹿児島市字宿町八二六 水元ミツ

子 外二十四名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第八六五号と同じである。

第八七二号 昭和五十八年二月二十三日受理

優生保護法一部改正反対に関する請願

請願者 鹿児島市字宿町八〇三ノ二 中村

博文 外二十四名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第八六五号と同じである。

第八七三号 昭和五十八年二月二十三日受理

優生保護法一部改正反対に関する請願

請願者 鹿児島市三和町三〇ノ七 本郷は

つみ 外二十四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第八六五号と同じである。

第八七四号 昭和五十八年二月二十三日受理

優生保護法一部改正反対に関する請願

請願者 鹿児島市真砂町六八ノ七 山谷フ

ジエ 外二十四名

紹介議員 宮本 顯治君

この請願の趣旨は、第八六五号と同じである。

第八七五号 昭和五十八年二月二十三日受理

優生保護法一部改正反対に関する請願

請願者 鹿児島市新屋敷町二〇ノ二四 木

下イチ子 外二十四名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第八六五号と同じである。

第八七六号 昭和五十八年二月二十三日受理

優生保護法一部改正反対に関する請願

請願者 鹿児島市下荒田四ノ六ノ一二 村

田アサ 外二十四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第八六五号と同じである。

第八八二号 昭和五十八年二月二十三日受理

基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願

請願者 福岡市博多区千代四ノ二九ノ一三

社団法人日本臨床看護協会福岡

岡県福岡市内 甫守惇子 外二

百三十八名

紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第八八三号 昭和五十八年二月二十三日受理

基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(八通)

請願者 大分市王子北町二ノ二(有)有限会社

大分看護婦家政婦紹介所内 一瀬

ヨシ子 外百二十五名

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

三月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、優生保護法の改正に関する請願(第九五八号)(第九五九号)(第九六〇号)

一、じん肺法改正に関する請願(第九六一号)

一、カイロプラクティックに関する法律の制定等に関する請願(第九六二号)

一、じん肺法改正に関する請願(第九六四号)

一、療術の制度化促進に関する請願(第九六五号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第九七一号)

一、優生保護法の改正に関する請願(第九七二号)

一、市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願(第九七八号)

一、優生保護法の改正反対に関する請願(第一〇五〇号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第一〇五一号)

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(第一〇五二号)

一、優生保護法改正反対に関する請願(第一一〇六号)

一、優生保護法一部改正反対に関する請願(第一一〇七号)

一、保育所振興対策の確立に関する請願(第一一七四号)

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(第一一七五号)

一、優生保護法の一部改正反対に関する請願

(第二三〇号)
一、市区町村社会福祉協議会の法制化に関する
請願(第二三六号)

第九五八号 昭和五十八年二月二十五日受理
優生保護法の改正に関する請願

請願者 岡山県津山市林田町二 岡本一男
紹介議員 加藤 武徳君

優生保護法による人工妊娠中絶は年間六十万にのぼり、無届け及びやみ手術等を含めるとその実数は二百万を超えるといわれている。この中絶の理由としては同法第十四条第一項第四号の規定に基づく経済的理由が大部分を占めており、経済的理由が恣意的な堕胎を正当化する理由として乱用されている事実は否めない。胎児は明らかに人間であり、生命の尊厳性の確保とその尊重の見地からみても、このような現実には是正されなければならない。よって、この「経済的理由」の文言を削除する同法の改正をされたい。

理由

(一)昭和二十四年から昭和五十六年までに、人工妊娠中絶された胎児の届出数は二千六百八十六万八千四百九十三人に達しているが、実数はこの二倍から三倍であると推計される。(二)胎児は明らかに人間であり、その生命は国政上最大限に尊重しなくてはならないにもかかわらず、中絶を野放しにした結果、胎児を殺すことは悪ではないという生命軽視の風潮を生みだしている。(三)厚生省人口問題研究所の「日本の将来人口新推計」によれば、我が国の出生率は、昭和四十九年以来、世代置換え水準の二・一人(人口を維持するために、女性一人が一生の間に出生しなければならぬ子供の数)を割り、昭和六十年には一・六八人まで下がる予測されている。これは深刻な高齢化社会の到来と人口の減少を必然化するものであるが、この出生率の低下は年間二百万ものぼる中絶に起因するところが大い。四現在、十代の中絶数は千人に対して五・五人であり、史上最高の数値を示している。これは中絶の野放しが、青少年の性道徳を退廃させていることを示すものであり、こうした十代女性の中絶件数の激増は教育上の見地からも無視できない問題となっている。(五)中絶事由の大部分は、優生保護法第十四条第二項第四号の経済的理由であるというが、経済大国である我が国において経済的困窮ゆえの中絶が数十万にも達するということはなく、むしろ、経済的理由は項は、母体保護の名分をはなれ、恣意的な堕胎を正当化する理由として乱用されているのが実情である。(六)胎児は受胎の瞬間から明らかに人間であり、胎児にも憲法第十三条の保障する生命への権利が保障されなければならないが、優生保護法の経済的理由の規定は、この胎児の生命尊重の観点からみたととき不適切な規定である。

第九五九号 昭和五十八年二月二十五日受理
優生保護法の改正に関する請願
請願者 福岡県武生市芝原町一ノ一九ノ五 香川勝秀
紹介議員 熊谷太三郎君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第九六〇号 昭和五十八年二月二十五日受理
優生保護法の改正に関する請願
請願者 三重県津市南丸之内九ノ一五 阿竹政蔵
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第九六一号 昭和五十八年二月二十五日受理
じん肺法改正に関する請願
請願者 福岡県田川市三井鎮西一ノ三全国 じん肺患者同盟田川支部内 古賀重利 外三百九名
紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第九六二号 昭和五十八年二月二十五日受理
カイロプラクティックに関する法律の制定等に関する請願
請願者 東京都渋谷区宇田川町一〇ノ二第 二野ロビル日本カイロプラクティク師会内 安原朋芳
紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第六三四号と同じである。

第九六四号 昭和五十八年二月二十五日受理
じん肺法改正に関する請願
請願者 熊本県荒尾市増永三三〇ノ一全国 じん肺患者同盟三池支部内 向井芳夫 外百八十九名
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

第九六五号 昭和五十八年二月二十五日受理
療術の制度化促進に関する請願
請願者 東京都大田区東矢口三ノ二八ノ一 二 渡辺憲雄
紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第七三二号と同じである。

第九七一号 昭和五十八年二月二十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請願者 北九州市戸畑区夜宮三ノ四ノ一〇 小野健郎 外二千三百三十七名
紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第九七二号 昭和五十八年二月二十六日受理
優生保護法の改正に関する請願
請願者 川崎市川崎区渡田新町二ノ四ノ四 青木軍衛
紹介議員 岡部 三郎君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第九七八号 昭和五十八年二月二十八日受理
市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願
(二通)
請願者 静岡県沼津市高沢町一三ノ二二社会福祉協議会館内社会福祉法人沼津市社会福祉協議会会長 芹澤喜久雄 外六千九百三十六名
紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

第一〇五〇号 昭和五十八年二月二十八日受理
優生保護法の改正反対に関する請願
請願者 大分市生石二ノ一ノ一八 貞永一彦 外三名
紹介議員 衛藤征士郎君
優生保護法第十四条第一項第四号「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」により、「経済的理由」を削除する改正案の提出が意図されているようであるが、この削除による影響及びこれに対する代案を考慮することなく、単に経済的理由を削除することには反対である。人工妊娠中絶を減少させるためには、適正な社会教育を行い、国民に対して妊娠、育児について人間的な使命や責任を自覚させることが必要で、法律操作によつて是正しようとすることは大きな誤りである。ついで、広く世界の動向を正視し、法の目的である民族の発展と母体の健康を保護する基本を堅持し、軽々の改正はしないようにされたい。

理由
(一)優生保護法は、優生手術と人工妊娠中絶と家族計画の三本の柱から成り立っている。改正論者は人工妊娠中絶の法律規制のみをとりあげているが、法の再検討にあつては、直接影響を受ける婦人層の考え方、専門医師の見解のほか、その社会的影響についても慎重に審議し、広い視野から現在の社会情勢を十分に把握したうえで、全面的に検討を行わなくてはならない。(二)経済的理由を

削除した場合の影響を考へるべきである。(1)近年、英国をはじめ世界の趨勢は中絶に関する法律緩和の方向に進んでいるが、その大きな理由は非合法堕胎の増加による妊婦死亡率の高さである。米国では一九七三年、やみ堕胎は百万、死亡五千、後遺症三十五万に達したが、法的制限の全面的撤廃によりその死亡数が激減している。(2)現行法から経済的理由のみを削除しようとする主張は、法の根本理念を理解しない短絡的な考え方であり、法改正が実施されれば堕胎罪により刑事罰を受ける婦人が多数出現し、深刻な社会的混乱を招く。(3)我が国の被保護世帯は昭和五十六年度において世帯数七十四万に達している。また、十代妊婦者の多くは、妊娠の継続により、学業は中断され就業の道も閉ざされる。これらの対策として経済的項目は必要である。(4)先天異常発生防止の必要性が最近強く叫ばれているが、胎児の異常を理由とする事項は、現行法には存在しないため、妊娠初期の風疹感染による重度心身障害児の出生のおそれが予測されて真にやむをえない場合には、「重症障害児出生のため経済的圧迫により母体の健康を著しく害するおそれがあるもの」と判断せざるをえないことも少なくない。経済的理由が削除されれば、右の場合、社会的混乱の発生が十分予測される。(5)国連の人権宣言、国際婦人年世界会議において、産む子どもの数やその間隔は夫婦の基本的人権に属するものとされており、この権利を奪つて法の規制を強めることは、国際的コンセンサスを無視するものである。(6)米国の調査によれば、中絶が合法化されたことによつて望まない妊娠を防止しようとする警戒心がゆるむことはなく、むしろ合法化以後妊娠経験者の避妊への関心が高まつており、優生保護法によつて人工妊娠中絶が増加していることは近視眼的理論に過ぎない。(7)宗教関係議員を中心に優生保護法を改正する運動が展開されているが、宗教の立場からは当然の胎児救済といえども、為政者の立場に立てば問題はおのずから相違するはずであり、宗教活動はあくまで精神運動にとどめるべきである。(8)優生保護法の目的は憲法の人権尊重の趣旨にそつた母体保護並びに不良な子孫の防止であり、優生保護法と宗教的な生命尊重論を結びつけることは、法の目的をゆがめるだけである。また、優生保護法の改正と、人口の増加を関連づけた論議が誤りであることもルーマニアその他の諸外国の例で明白であり、若年人口の増加を図るような社会的施策こそ急務である。優生保護法を改正せよという国会における議員の論議は、宗教に基づく精神的主張で、法改正に対する根拠が薄く現状を無視した論議である。

第一〇五十一号 昭和五十八年二月二十八日受理
保育所振興対策の確立に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会内 北島昭雄 外 一万三千六十名
紹介議員 衛藤征士郎君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第一〇五十二号 昭和五十八年二月二十八日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願
請願者 岡山県津山市河原町二七ノ一美作看護婦家政婦紹介所内 春名君代 外 十五名
紹介議員 木村 睦男君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一〇六号 昭和五十八年三月一日受理
優生保護法改正反対に関する請願(三連)
請願者 大阪府守口市南寺方東通五ノ四一ノ一二 岡田哲朗 外 百七十八名
紹介議員 中山 千夏君
この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第一一〇七号 昭和五十八年三月一日受理
この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

優生保護法一部改正反対に関する請願
請願者 大阪市東住吉区湯里一ノ一ノ二五 坂本雅美 外 千七百四十名
紹介議員 香取タケ子君
この請願の趣旨は、第八六五号と同じである。

第一一七四号 昭和五十八年三月二日受理
保育所振興対策の確立に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ四 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会内 伊東博 外 五千二百五十名
紹介議員 藤井 孝男君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第一一七五号 昭和五十八年三月二日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願
請願者 福島県白河市番小路七八有限会社エンゼル白河看護婦家政婦紹介所内 館ミヨ子 外 十五名
紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一二三〇号 昭和五十八年三月三日受理
優生保護法の一部改正反対に関する請願
請願者 神戸市兵庫区東山町一ノ一〇ノ二、〇二六日本助産婦会兵庫県支部内 柏倉マサコ 外 二百七十八名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

最近、一部の宗教関係国会議員によつて「胎児の生命の尊厳」を口実とした優生保護法の改正が図られ、人工妊娠中絶を認める条項中の「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」(第十四条第一項第四号)を早急に削除すべきとする動きが高まり、国会への上程が企図されている。胎児の生命の尊厳は当然のことである

が、これを直ちに経済的理由の削除に結びつけることは本末転倒も甚だしく、問題の本質は、政府が、望まない妊娠を予防する適切な処置と対策を怠つてきたばかりか、妊娠、出産が直ちに経済的破綻に結びつき、産みたくても産めない家庭が数多く存在する社会環境や福祉の劣悪さこそにある。これらが胎児の生命の尊厳を傷つけてきたのである。経済的理由によつて安易な中絶が行われるなどというのは女性蔑視であり、本来、子どもを何人産むとか、いつ産むとかいうことは、個人と夫婦の基本的権利(国連人権宣言・国際婦人年世界行動計画)であり、国の介入や法的規制は重大な人権侵害である。加えて、もしこのまま経済的理由が削除されたならば、若年者の妊婦の増大、やみ中絶が横行し、母体の危険率を高めるだけでなく、家庭の崩壊をも引き起こすことは諸外国の例をみるまでもなく明らかである。ついでに、次の事項について実現を図らねばならない。

一、経済的理由の削除を目的とした優生保護法の一部改正を直ちに取らねばならないこと。
二、安心して子どもを産む権利を保障するため、社会環境の充実・福祉の増進に一層の努力を傾けること。

第一二三六号 昭和五十八年三月三日受理
市区町村社会福祉協議会の法制化に関する請願
請願者 埼玉県春日部市中央六ノ二社会福祉法人春日部市社会福祉協議会内 久保合一美 外 一万二千五百三十名
紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第六五号と同じである。

三月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案

特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案
特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 雇用の安定に関する計画等(第五条―第八条)

第三章 失業の予防、雇用機会の増大等のための助成及び援助(第九条―第十条)

第四章 離職者の再就職の促進等のための措置(第十一条―第二十三条)

第五章 雑則(第二十四条―第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、最近における内外の経済的

事情の著しい変化により、特定不況業種に属する事業分野及び特定不況地域において現に多数の離職者が発生していること及び今後とも一時に多数の離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、特定不況業種に係る事業所及び特定不況地域内に所在する事業所に雇用される労働者等に関し、失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつてこれらの者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定不況業種 内外の経済的事情の著しい変化により、その業種に属する事業分野において、製品又は役務の供給能力が著しく過剰となつており、かつ、その状態が長期にわたる継続することが見込まれるため、その業種に係る事業所に関し事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止(以下「事業規模の縮小等」という。)を余儀なくされ、これに伴い雇用量が相当程度減少してお

り、又は減少するおそれがあると認められる業種であつて、当該業種に係る事業所に雇用されてお

り、又は雇用されていた労働者等に関しこの法律で定める特別の措置を講ずる必要があるものとして政令で指定する業種をいう。

二 特定不況地域 その地域内に所在する事業所の事業活動に占める特定不況業種に係る事業所(漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第十三条第一項の政令で定める業種に係る事業所及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)第二条第一項の政令で定める業種に係る事業所を含む。以下この号において同じ。)の事業活動の割合が相当程度の割合であることにより、その地域内に所在する特定不況業種に係る事業所にし余儀なくされる事業規模の縮小等に伴い、雇用に関する状況が著しく悪化しており、又は悪化するおそれがあると認められる地域であつて、当該地域内に所在する事業所に雇用されている労働者、当該地域内に居住する離職者等に関しこの法律で定める特別の措置を講ずる必要があるものとして政令で指定する地域をいう。

三 特定不況業種事業主 特定不況業種に属する事業の事業主(当該事業主の行う特定不況業種に属する事業に関し当該事業主から委託を受けて製造、修理その他の行為を業として行う者で労働省令で定めるものを含む。)をいう。

四 特定不況地域事業主 特定不況地域内に所在する事業所の事業主をいう。

五 特定不況業種離職者 特定不況業種に係る事業所(第三号に規定する業として行われる製造、修理その他の行為に係る事業所を含む。以下同じ。)に関し行われる事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者であつて、現に失業しており、又はその職業が著

しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの(第二十号を除き、船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十号)第六条第一項に規定する船員(以下「船員」という。)とならうとする者を除く。)をいう。

六 特定不況地域離職者 次に掲げる離職者(自己の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した者を除く。)であつて、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの(労働省令で定める者を除く。)をいう。

イ 特定不況地域内に居住する離職者

ロ イに掲げる離職者以外の離職者で、特定不況地域内に所在する事業所に雇用されて

いたもの

2 前項第一号又は第二号の規定による指定は、この法律で定める特別の措置を講ずべき期間を付してするものとする。

3 第一項第一号又は第二号の規定による指定をした場合において、前項の規定により付した期間を延長する必要があると認められるときは、当該期間は、延長することができるものとす

る。

4 労働大臣は、第一項第一号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、当該業種に係る主たる事業主団体及び労働組合の意見を聴かなければならない。

5 労働大臣は、第一項第二号の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。

6 労働大臣は、第一項第二号の政令の制定又は改正の立案に当たつては、特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第六号)に基づき中小企業者の経営の安定を図る等のための措置が講ぜられる地域については、当該措置とこの法律で定める特別の措置とが総

合的かつ効果的に実施されるよう配慮するものとする。

(事業主等の責務)

第三条 特定不況業種事業主又は特定不況地域事業主は、特定不況業種に係る事業所又は特定不況地域内に所在する事業所に関し事業規模の縮小等を行おうとするときは、その雇用する労働者について、失業の予防その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 特定不況業種事業主及び当該特定不況業種に係る事業主団体又は特定不況地域事業主及び当該特定不況地域事業主団体は、当該特定不況業種事業主又は特定不況地域事業主の雇用する労働者の雇用の安定に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、特定不況業種に係る事業所及び特定不況地域内に所在する事業所に関し行われる事業規模の縮小等の雇用及び影響その他の特定不況業種に属する事業分野又は特定不況地域における雇用の動向に的確に対処するため、これらの事業所に雇用されている労働者、特定不況業種離職者及び特定不況地域離職者について、失業の予防、再就職の促進その他の雇用の安定を図るために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するとともに、特定不況業種離職者及び特定不況地域離職者の再就職の促進に必要な施策を推進するよう努めなければならない。

第二章 雇用の安定に関する計画等

(労働大臣の作成する雇用の安定に関する計画)

第五条 労働大臣は、特定不況業種に係る事業所及び特定不況地域内に所在する事業所に雇用される労働者等の失業の予防、再就職の促進等のための措置の推進に資するため、特に必要があると認められる業種又は地域で労働大臣が定めるものごとに、これらの者の雇用の安定に関す

る計画を作成するものとする。

2 労働大臣は、前項の計画を作成しようとするときは、あらかじめ、業種に係る計画にあつては当該業種に属する事業を所管する大臣の、地域に係る計画にあつては当該地域を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 労働大臣は、第一項の計画を作成するに当たつては、当該特定不況業種又は特定不況地域に係る事業主団体に対して、労働省令で定めるところにより、当該特定不況業種に属する事業分野又は当該特定不況地域における雇用の動向等の把握に必要な資料の提出を求めることができる。

(特定不況業種事業主の作成する再就職援助等計画)

第六条 特定不況業種事業主は、その実施に伴い一の事業所において相当数の労働者が離職等を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等で、特定不況業種に係る事業所に関するもの(労働省令で定めるものに限る)を行おうとするときは、労働省令で定めるところにより、当該事業所に雇用する労働者に関し、再就職の援助その他の雇用の安定に関する計画(以下「再就職援助等計画」という)を作成しなければならない。

2 特定不況業種事業主は、前項の規定により再就職援助等計画を作成するに当たつては、当該再就職援助等計画に係る事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。当該再就職援助等計画を変更しようとするときも、同様とする。

3 特定不況業種事業主は、前二項の規定により再就職援助等計画を作成したときは、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に提出し、その認定を受けなければならない。当該再就職援助等計画を変更したときも、同様とする。

る。

4 公共職業安定所長は、前項の認定の申請があつた場合において、その再就職援助等計画で定める措置の内容が再就職の援助その他雇用の安定を図る上で適当でないとき認めるときは、当該事業主に対して、その変更を求めることができる。その変更を求めた場合においては、当該事業主がその求めに応じなかつたときは、公共職業安定所長は、同項の認定を行わないことができる。

5 第三項の認定の申請をした特定不況業種事業主は、雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第二十一条の規定の適用については、当該申請をした日に、同条第一項の離職に係る届出をしたものとみなす。

第七条 特定不況業種事業主は、特定不況業種に係る事業所に関し行おうとする事業規模の縮小等が前条第一項の規定に該当しない場合においても、労働省令で定めるところにより、当該事業所に雇用する労働者に関し、再就職援助等計画を作成し、公共職業安定所長に提出して、その認定を受けることができる。当該再就職援助等計画を変更したときも、同様とする。

2 前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定により再就職援助等計画を作成し、又は変更する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「次条第一項」と読み替へるものとする。

(雇用の安定のための要請)

第八条 労働大臣は、特定不況地域における雇用に係る状況の一層の悪化を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定不況地域内に所在する特定不況業種に係る事業所に関する事業規模の縮小等(当該事業規模の縮小等に伴い、当該事業所において相当数の労働者が発生することが見込まれるものに限る)を行おうとする特定不況業種事業主に対して、当該事業所に雇用される労働者に関し、再就職の援助その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることを要請することができる。

ずることを要請することができる。

第三章 失業の予防、雇用機会の増大等のための助成及び援助

(失業の予防等のための助成及び援助)

第九条 政府は、特定不況業種に係る事業所若しくは特定不況地域内に所在する事業所に雇用されている労働者、特定不況業種離職者又は特定不況地域離職者に関し、失業の予防、雇用機会の増大その他の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十一条の二の雇用安定事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

2 前項の助成及び援助を行うに当たつては、第六条第三項又は第七条第一項の規定により再就職援助等計画の認定を受けた特定不況業種事業主について特別の配慮をするものとする。

(特定不況地域における雇用機会の増大のための助成及び援助)

第十条 政府は、特定不況地域における雇用機会の増大に資すると認められる措置を講ずる事業主に対して、雇用保険法第六十二条の雇用改善事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

第四章 離職者の再就職の促進等のための措置

(職業訓練)

第十一条 国及び雇用促進事業団は、特定不況業種離職者及び特定不況地域離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施について特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行うよう努めるものとする。

(職業紹介)

第十二条 公共職業安定所は、特定不況業種離職者及び特定不況地域離職者の速やかな再就職を

容易にするため、求人の開拓、職業指導及び就職のあつせんを行う等必要な措置を講ずるものとする。

(特定不況業種離職者求職手帳の発給)

第十三条 公共職業安定所長は、特定不況業種離職者で次のいずれにも該当するものに対して、その者の申請に基づき、特定不況業種離職者求職手帳(以下「手帳」という)を発給する。

一 当該離職者が第六条第三項又は第七条第一項の規定による認定を受けた再就職援助等計画に含まれているものであること。

二 当該離職の日まで一年以上引き続き特定不況業種事業主に雇用されていたこと。

三 労働の意思及び能力を有すること。

四 当該離職の日以後において新たに安定した職業に就いたことがないこと。

2 公共職業安定所長は、特定不況業種事業主がやむを得ない理由により再就職援助等計画について第六条第三項又は第七条第一項の規定による認定を受けることができなかったと認めたとときは、前項第二号から第四号までに該当する特定不況業種離職者に対して、その者の申請に基づき、手帳を発給することができる。

(関連申請事業主に係る離職者に対する手帳発給の特例)

第十四条 公共職業安定所長は、前条の規定に該当する特定不況業種離職者のほか、関連申請事業主(他の事業主から委託を受けて、当該他の事業主の行う事業に関し、製造、修理その他の行為を業として行う者で労働省令で定めるものをいう。第二号及び次項において同じ。)が、当該他の事業主の行う当該委託に係る事業の属する業種が特定不況業種として指定された日前に、当該製造、修理その他の行為に係る事業所に関し行つた事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者で次のいずれにも該当するもの(船員とならうとする者を除く)に対して、その者の申請に基づき、手帳を発給することができる。

一 当該離職が当該指定の日前労働省令で定める期間内にされたものであること。

二 当該離職の日まで一年以上引き続き関連下請事業主に雇用されていたこと。

三 労働の意思及び能力を有すること。

四 当該離職の日以後において新たに安定した職業に就いたことがないこと。

2 公共職業安定所長は、前項の規定により手帳を発給しようとするときは、当該関連下請事業主に対して、手帳の発給に関し必要な資料の提出を求めることができる。

(手帳の効力)

第十五条 手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有する。

2 手帳は、公共職業安定所長が、当該手帳の発給を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その効力を失う。

一 労働の意思又は能力を有しなくなつたとき。

二 新たに安定した職業に就いたとき。

三 第十七条第三項の規定に違反して再度同条第一項に規定する就職指導を受けなかつたとき。

四 偽りその他不正の行為により、雇用対策法の規定に基づき支給する給付金(事業主に対して支給するものを除く)の支給を受け、又は受けようとしたとき。

3 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨を当該手帳の発給を受けた者に通知するものとする。

(労働省令への委任)

第十六条 前三条に定めるもののほか、手帳の発給、手帳の返納その他手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(就職指導の実施)

第十七条 公共職業安定所は、手帳の発給を受けた者(以下「手帳所持者」という。)に対して、当該手帳がその効力を失うまでの間、その者の再就職を促進するために必要な職業指導(以下

この条において「就職指導」という。)を行うものとする。

2 公共職業安定所長は、就職指導を受ける者に對して、公共職業訓練施設の行方職業訓練を受けることその他のその者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

3 手帳所持者は、労働省令で定めるところにより、定期的に、公共職業安定所長の指定した日に公共職業安定所に出頭し、就職指導を受けなければならない。ただし、次に掲げる理由により公共職業安定所に出頭することができなかつたときは、この限りでない。

一 疾病又は負傷

二 公共職業安定所の紹介による求人者との面接

三 前項の規定により公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設の行方職業訓練の受講

四 天災その他やむを得ない理由

五 その他労働省令で定める理由

4 就職指導は、職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第九条の二第一項の就職促進指導官に行わせるものとする。

(給付金の支給)

第十八条 国及び都道府県は、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対して、雇用対策法の規定に基づき、給付金を支給するものとする。

(手帳所持者及び特定不況地域離職者に係る延長給付)

第十九条 手帳所持者又は特定不況地域離職者であつて、雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者(同法第二十二條第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上である者に限る。)であるものに対する同法第二十三條の規定の適用については、同条第一項中「政令で定める基準」とあるのは「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法第十九条に規定する受給資格者の再就職の状況

等を考慮して政令で定める基準」と、同項及び同条第二項中「政令で定める日数」とあるのは「政令で定める日数に三十日を加えた日数」とする。

第二十條 手帳所持者(特定不況業種離職者で船員であつたもののうち、再び船員となろうとする者で、海運局(船員保険法昭和十四年法律第七十三号)第三十三條ノ四第一項に規定する海運局をいう)の長が第十三條第一項各号に該当すると認定したもの及び同条第二項に規定する者に相当すると認定したものを含む。又は特定不況地域離職者であつて、同法第三十三條ノ三第一項の規定に該当する者(同法第三十三條ノ三第二項第一号に規定する基準日において四十歳以上である者に限る。)であるものに対する同法第三十三條ノ二ノ二の規定の適用については、同条第一項中「政令で定める基準」とあるのは「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法第二十二條ニ規定する基準」と、同項及び同条第二項中「政令で定める日数」とあるのは「政令で定める日数に三十日を加へた日数」とする。

(公共事業への就労促進)

第二十一條 労働大臣は、必要があると認めるときは、公共事業(国並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人で政令で定めるものに限る。)(以下この条において「国等」と総称する。))自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。次条において同じ。を計画実施する国等の機関又は地方公共団体等(これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。次条において「公共事業の事業主体等」という。))に対して、特定不況業種離職者の雇入れについて配慮するよう要請することができる。

第二十二條 労働大臣は、特定不況地域において計画実施される公共事業について、その事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの特定不況地域離職者の数との比率(次項及び第四項において「吸収率」という。)を定めることができる。

2 吸収率の定められている公共事業を計画実施する公共事業の事業主体等は、公共職業安定所の紹介により、常に吸収率に該当する数の特定不況地域離職者を雇入れなければならない。

3 公共事業の事業主体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の特定不況地域離職者を公共職業安定所の紹介により雇入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇入れることができる。

4 前三項に定めるもののほか、吸収率の定められている公共事業への特定不況地域離職者の吸収に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第二十三條 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)第二十二條の規定は、特定不況地域である地域については、適用しない。

2 特定不況地域である地域以外の地域に対する中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法第二十二條の規定の適用については、同条第一項中「中高年齢者等の就職」とあるのは、「中高年齢失業者等(特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法第十七條第一項に規定する手帳所持者を含む。以下同じ。))の就職」とする。

3 特定不況地域が中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法第二條第四項に規定する特定地域である場合における前条の規定の適用につ

いては、同条第一項中「特定不況地域離職者」とあるのは、「特定不況地域離職者（中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法第二十三条第三項に規定する中高年齢失業者等を含む。以下この条において同じ。）とする。

第五章 雑則

（中央職業安定審議会への諮問等）

第二十四条 労働大臣は、この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

2 中央職業安定審議会は、労働大臣の諮問に応ずるほか、必要に応じ、特定不況業種に係る事業所及び特定不況地域内に所在する事業所に雇用される労働者等の雇用の安定のための措置に關し、関係行政庁に建議することができる。

（船員となる者に関する特例）

第二十五条 その地域内に居住する離職者のうち船員となる者とする者の占める割合が相当程度のものである地域に対する第二項第五項及び第六項並びに第五項（特定不況地域に係る部分に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣及び労働大臣」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令、労働省令」とする。

2 船員となる者とする者に関する第二項第一項第六号中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第十二条中「公共職業安定所」とあるのは「海運局（海運監理部を含む。）とする。

（指定期間の満了に伴う経過措置）

第二十六条 前二章に定める措置に關しては、労働省令（第十一條及び第十二條に定める措置で船員となる者とする者に係るものにあつては運輸省令、第二十条に定める措置にあつては厚生省令）で、第二項第二項の規定により付された期間（当該期間が同条第三項の規定により延長された場合においては、当該延長された期間）の満了に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

る。

（権限の委任）

第二十七条 この法律に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を公共職業安定所長に委任することができる。

2 この法律に定める運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を海運局長（海運監理部長を含む。）に委任することができる。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十八年七月一日から施行する。

（特定不況地域離職者臨時措置法の廃止）

第二条 特定不況地域離職者臨時措置法（昭和五十二年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の特定不況地域離職者臨時措置法（第一号及び附則第五項において「旧特定不況地域離職者臨時措置法」という。）第七項又は第八項において読み替えて適用する雇用保険法第二十三條第二項又は船員保険法第三十三條ノ十二ノ二第二項に規定する個別延長給付（以下この条において「旧個別延長給付」という。）を受けることとができる者は、第十九條又は第二十條において読み替えて適用する雇用保険法第二十三條第二項又は船員保険法第三十三條ノ十二ノ二第二項に規定する個別延長給付（以下この条において「旧個別延長給付」という。）を受けることができるものとみなす。この場合において、新個別延長給付を受けることができる日数は、第十九條又は第二十條の規定にかかわらず、第一号に掲げる日数から第二号に掲げる日数を差し引いて得た日数に相当する日数を限度とする。

一 旧特定不況地域離職者臨時措置法第七條において読み替えて適用する雇用保険法第二十三條第一項の政令で定める日数に三十日を加えた日数又は旧特定不況地域離職者臨時措置法

法第八條において読み替えて適用する船員保険法第三十三條ノ十二ノ二第一項の政令で定める日数に三十日を加えた日数

二 この法律の施行の日（以下次条までにおいて「施行日」という。）前において旧個別延長給付を受けた日数に施行日以後において次項の規定によりなお従前の例によることとされる施行日前の期間に係る旧個別延長給付を受ける日数を加えた日数

2 施行日前の期間に係る旧個別延長給付については、なお従前の例による。

第四条 施行日前に特定不況業種離職者臨時措置法（昭和五十二年法律第九十五号）第十條の規定により支給された同条第一項に規定する求職手帳は第十三條の規定により支給された同条第一項に規定する手帳と、この法律の施行の際現に特定不況業種離職者臨時措置法第十一條第一項に規定する手帳所持者である者は第十七條第一項に規定する手帳所持者であるものとみなす。

第五条 前二條に定めるもののほか、旧特定不況地域離職者臨時措置法の廃止及び特定不況業種離職者臨時措置法の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第六条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十及び第二十号の十一を削り、第二十号の十二を第二十号の十とし、同号の次に次の一号を加える。

二十の十一 特定不況業種・特定不況地域関係係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第 号）

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第七条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第八條中「特定不況地域離職者臨時措置法」を「特定不況業種・特定不況地域関係係労働者

者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第 号）附則第二條の規定による廃止前の特定不況地域離職者臨時措置法」に、「同法」を「特定不況業種・特定不況地域関係係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に改める。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

第八条 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四十七條第三項中「特定不況地域離職者臨時措置法（昭和五十二年法律第七号）第十一條」を「特定不況業種・特定不況地域関係係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第 号）第二十二條」に改める。

（労働省設置法の一部改正）

第九条 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第八号中「特定不況業種離職者臨時措置法（昭和五十二年法律第九十五号）（第九條の規定を除く。）」を「特定不況地域離職者臨時措置法（昭和五十二年法律第七号）（第五條の規定を除く。）及び」を削り、「の施行に關すること」とを「及び特定不況業種・特定不況地域関係係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第 号）（第十一條の規定を除く。）の施行に關すること」に改め、同条第二項中「特定不況業種離職者臨時措置法（第二十條の規定に限る。）及び特定不況地域離職者臨時措置法（第十一條及び第十二條の規定に限る。）」を「及び特定不況業種・特定不況地域関係係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（第二十一條から第二十三條までの規定に限る。）」に改める。

第十八條第一項中「特定不況業種離職者臨時措置法（これに基づく命令を含む。）」を「特定不況地域離職者臨時措置法（これに基づく命令を含む。）及び」を削り、「の定めるところによる」を「及び特定不況業種・特定不況地域関係係労働者

の雇用の安定に関する特別措置法（これに基づく命令を含む）の定めるところによる」に改める。

（この法律の廃止）

第十条 この法律は、昭和六十三年六月三十日まで廃止するものとする。

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、原子爆弾被爆者等援護法案（衆）

原子爆弾被爆者等援護法案

原子爆弾被爆者等援護法

目次

第一章 総則（第一条―第二条）

第二章 援護（第四条―第四十三条）

第三章 不服申立て（第四十四条―第四十八条）

第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所（第四十九条―第五十条）

第五章 原子爆弾被爆者等援護審議会（第五十一条―第五十四条）

第六章 雑則（第五十五条―第五十八条）

第七章 罰則（第五十九条―第六十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれていた特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者に対して医療の給付、一般疾病医療費、被爆者年金又は特別給付金の支給等必要な措置を講じ、もつてこれらの者を援護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「被爆者」とは、次の各号の一に該当する者であつて、被爆者援護手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内にあつた者
二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内にあつた者
三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者
四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者
（被爆者援護手帳）
第三条 被爆者援護手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事（広島市又は長崎市の区域にあつては、広島市長又は長崎市長。以下同じ）に申請しなければならない。
2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が前条各号の一に該当すると認めるときは、その者に被爆者援護手帳を交付するものとする。
3 被爆者援護手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 援護

（援護の種類）

第四条 この法律による援護は、次のとおりとする。

- 一 健康診断の実施
 - 二 医療の給付
 - 三 一般疾病医療費の支給
 - 四 医療手当の支給
 - 五 介護手当の支給
 - 六 被爆者年金の支給
 - 七 特別給付金の支給
 - 八 葬祭料の支給
 - 九 日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無賃取扱
- （健康診断）

第五条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

（健康診断に関する記録）

第六条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

（指導）

第七条 都道府県知事は、第五条の規定による健康診断の結果必要があると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行うものとする。

（医療の給付）

第八条 厚生大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治療能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

2 医療の給付の範囲は、次のとおりとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

3 医療の給付は、厚生大臣が第十條第一項の規定により指定する医療機関（以下「指定医療機関」という。）に委託して行うものとする。

（認定）

第九条 前条第一項の規定により医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生大臣は、前項の認定を行うに当たつて

は、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りでない。

（医療機関の指定）

第十条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、第八條第一項の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、その他指定医療機関に第八條第一項の規定による医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該指定医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

5 厚生大臣は、指定医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たつては、あらかじめ原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

（指定医療機関の義務）

第十一条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

（診療方針及び診療報酬）

第十二条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者等援護審議会の

意見を聴いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十三条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第三十九号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(報告の請求及び検査)

第十四条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があると認めるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実地に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(医療費の支給)

第十五条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者

から第八条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同項各号に規定する医療を受けた場合において、緊急その他やむを得ない理由によりその費用を当該指定医療機関に支払つたときも、同様とする。

2 前項の規定によつて支給する医療費の額は、第十二条の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するに必要があると認めるときは、当該医療を行った者又はこれを使用する者に対し、その行つた医療に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

(一般疾病医療費の支給)

第十六条 厚生大臣は、被爆者が、負傷又は疾病(第八条第一項の規定による医療の給付を受けることができる負傷又は疾病、遺伝性疾患、先天性疾患及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く)につき、都道府県知事が次条第一項の規定により指定する医療機関(以下「被爆者一般疾病医療機関」という。)から第八条第二項各号に規定する医療を受け、又は緊急その他やむを得ない理由により被爆者一般疾病医療機関以外の医療機関からこれらの医療を受けたときは、その者に對し、当該医療に要した費用の額を限度として一般疾病医療費を支給する。ただし、その者が、当該負傷若しくは疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)、国民健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)、国民健康保険法、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)他の法律において準用し、又は例による場合を含む)、公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律

第三十四号)、地方公務員等共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、船員法(昭和二十二年法律第六十号)若しくは日本学校健康会法(昭和五十七年法律第六十三号)の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができる場合、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方団体の負担による医療に関する費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額(その者が国民健康保険法又は老人保健法による療養の給付若しくは医療を受け、又は受けることができる場合は、当該療養の給付又は医療に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする)の限度において支給するものとする。

2 前項の医療に要した費用の額の算定については、前条第二項の規定を準用する。

3 被爆者が被爆者一般疾病医療機関から医療を受けた場合においては、厚生大臣は、一般疾病医療費として当該被爆者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関に支払うべき費用を、当該被爆者に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、当該被爆者に対し、一般疾病医療費の支給があつたものとみなす。

5 国民健康保険の被保険者である被爆者が、第一項に規定する負傷又は疾病について国民健康保険法による療養取扱機関である被爆者一般疾病医療機関から医療を受ける場合には、同法の規定により当該医療機関に支払うべき一部負担金は、同法第四十二条第一項の規定にかかわらず、当該医療に関し厚生大臣が第三項の規定に

よる支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

6 第十三条第三項の規定は第三項の規定による支払をなすべき額を決定する場合について、第十三条第四項の規定は第三項の規定による支払について、第十四条の規定は第三項の規定による支払のため必要がある場合について、前条第三項の規定は一般疾病医療費の支給に關し必要がある場合について、それぞれ、準用する。

(被爆者一般疾病医療機関)

第十七条 都道府県知事は、その開設者の同意を得て、前条第三項の規定による支払を受けることのできる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 被爆者一般疾病医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 都道府県知事は、被爆者一般疾病医療機関に前条第三項の規定による支払を受けるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、その指定を取り消すことができる。

4 第十条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(一般疾病医療費の支給の制限)

第十八条 被爆者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、行わない。

2 被爆者が、闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて負傷し、又は疾病にかつたときは、当該負傷又は疾病に係る一般疾病医療費の支給は、被爆者が、重大な過失により、負傷し、若しくは疾病にかつたとき、又は正当な理由がなく、療養に関する指示に従わなかつたときも、同様とする。

(医療手当の支給)

第十九条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、被爆者であつて、負傷又は疾病につき

第八條第一項の規定による医療の給付を受け、又は第十六條第一項の規定による一般疾病医療費の支給を受けることができる医療を受けているものに対し、その給付又は医療を受けている期間について、月額三万円の範囲内において、医療手当を支給する。

(介護手当の支給)

第二十条 都道府県知事は、被爆者であつて、政令で定める程度の精神上又は身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである負傷又は疾病による障害を除く。次条第四項において同じ。)により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、政令で定めるところにより、その介護を受けている期間について、月額十万円の範囲内において、介護手当を支給する。

(被爆者年金の支給)

第二十一条 被爆者には、被爆者年金を支給する。

2 被爆者年金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、行う。

3 被爆者年金の額は、三十万二千二百円とする。

4 精神上又は身体上の障害の状態にある被爆者のうち、その障害が政令で定める程度の障害の状態にあるものに支給する被爆者年金の額は、前項の規定にかかわらず、その障害の程度に応じ、三十万二千二百円を超え、五百七十九万三千五百円を超えない範囲内において、政令で定める額とする。

5 前項の障害の程度を定めるに当たつては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことによる疾病の特殊性について特に配慮しなければならない。

6 厚生大臣は、第四項の障害の程度及び額を定める政令の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

(被爆者年金の額の改定)

第二十二条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者が次の各号の一に該当することとなつた場合には、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、当該被爆者年金の額を改定する。

- 一 新たに前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態になつたとき。
- 二 障害の程度が増進し、又は低下したとき。
- 三 前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態でなくなつたとき。

2 前項第一号又は第二号(障害の程度の増進に係る場合に限る。)に該当することとなつたことによる被爆者年金の額の改定は当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づいて行う。

(被爆者年金の支給期間及び支給期月)

第二十三条 被爆者年金の支給は、昭和五十九年一月(被爆者援護手帳の交付を受けた日が同月一日以後であるときは、その交付を受けた日の属する月の翌月)から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

2 被爆者年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する月までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 前条第一項の規定により被爆者年金の額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。

4 被爆者年金は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期に、それぞれその前月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであつた被爆者年金又は権利が消滅した場合若しくは被爆者年金の支給を停止した場合におけるその期の被爆者年金は、その支給期月でない月であつても、支給するものとする。

(被爆者年金を受ける権利の消滅)
第二十四条 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、当該被爆者年金を受ける権利は、消滅する。

(被爆者年金の支給停止)
第二十五条 被爆者年金を受ける権利を有する者が監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されているときは、当該拘禁されている期間、被爆者年金の支給を停止する。

(被爆者年金と増加恩給等との調整)
第二十六条 被爆者年金を受ける権利を有する者が、同一の障害に關し、他の法令の規定により恩給法(大正十二年法律第四十八号)第四十六条に規定する増加恩給その他被爆者年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、被爆者年金の額が当該他の法令の規定による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(未支給の被爆者年金)
第二十七条 被爆者年金を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給していないものがあるときは、その者の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に被爆者年金の請求をしていなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、死亡した者の被爆者年金を請求することができる。

3 未支給の被爆者年金を受けることができる者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 未支給の被爆者年金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその金額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(受給権の調査)
第二十八条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その者に對し、身分関係の異動及び障害の状態その他必要な事項に關して、必要な書類の提出を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

2 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(特別給付金の支給)

第二十九条 死亡した第二号各号に掲げる者の遺族には、特別給付金を支給する。

2 特別給付金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

(特別給付金を受けることができる遺族の範囲)
第三十条 特別給付金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族(死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていた者に限る。)とする。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和五十九年一月一日前であるときは、同日前に離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了した遺族は、特別給付金を受けることができる遺族としない。

2 死亡した者の死亡の当時に胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用について

は、その子は、当該死亡した者の死亡の當時における子とみなす。

(特別給付金を受けることができる遺族の順位)
第三十一条 特別給付金を受けることができる遺族の順位は、次に掲げる順序とする。ただし、

父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

一 配偶者（死亡した者の死亡の日が昭和五十九年一月一日以前であるときは、死亡の日以後同月一日以前に、前条第一項に規定する遺族（以下この条において「遺族」という。）以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。）

二 子（昭和五十九年一月一日（死亡した者の死亡の日が同月二日以後であるときは、その死亡の日。以下この条において同じ。）において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

三 父母
四 孫（昭和五十九年一月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

五 祖父母
六 兄弟姉妹（昭和五十九年一月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

七 第二号において同号の順位から除かれてゐる子

八 第四号において同号の順位から除かれてゐる孫

九 第六号において同号の順位から除かれてゐる兄弟姉妹

十 第一号において同号の順位から除かれてゐる配偶者

十一 前各号に掲げる者以外の遺族
(特別給付金の額及び記名国債の交付)

第三十二条 特別給付金の額は、死亡した者一人

につき百万円とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債の利率は、年六分とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(特別給付金と他の法令の規定による扶助料等との調整)

第三十三条 特別給付金は、当該死亡した者の死亡に關し、他の法令の規定により恩給法第七十五條第一項第一号から第三号までに掲げる額の扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百七十七号）第二十三條に規定する遺族年金又は遺族給与金、同法第三十九條の二に規定する遺族一時金その他特別給付金に相當する給付を受けた、又は受けることができる者があつた場合には、支給しない。ただし、政令で定めるところにより、特別給付金の額が当該他の法令の規定による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(準用規定)

第三十四条 第二十七條第四項の規定は、同順位の遺族が二人以上ある場合の特別給付金の請求若しくはその支給について、同順位の相続人が二人以上ある場合の未支給の特別給付金の請求若しくはその支給について、国債の記名者が死亡し同順位の相続人が二人以上ある場合におけるその者の死亡前に支払うべきであつた元利金の請求若しくはその支払又は記名変更の請求若しくはその記名変更について、それぞれ、準用する。

(葬祭料の支給)

第三十五条 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、その葬祭を行つた者に対し、葬祭料として、死亡した者一人につき十五万円を支給する。

(被爆者年金等の支給の制限)

第三十六条 被爆者年金、特別給付金又は葬祭料（以下「被爆者年金等」と総称する。）の支給を受けることができる者が、故意に、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等を支給しない。

2 特別給付金の支給を受けることができる遺族が、当該特別給付金に係る先順位者又は同順位者を故意に死亡させた場合には、その者には、当該特別給付金を支給しない。特別給付金の支給事由が生ずる前に、当該支給事由が生ずることによつて当該先順位者又は同順位者となることとなる者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

3 被爆者年金等の支給を受けることができる者が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に關する指示に従わなかつたことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等の全部又は一部を支給しないことができる。

(日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無賃取扱い)

第三十七条 被爆者及びその介護者は、運賃を支払ふことなく、日本国有鉄道の経営する鉄道、航路又は自動車線に乗車又は乗船することができる。

2 前項の規定により乗車又は乗船することができるときは、区間その他同項の規定の実施に關

し、必要な事項は、政令で定める。

3 国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道、航路及び自動車線の運賃を負担するものとする。

4 前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、運輸大臣が定める。

(特別給付金及び被爆者年金に係る時効)

第三十八条 特別給付金又は被爆者年金の支給を受ける権利は、その支給を受けることができる事由が生じた日から、特別給付金については三年間、被爆者年金については七年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 被爆者年金の支給を受ける権利の時効は、当該被爆者年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

(援護を受ける権利の保護)

第三十九条 この法律に基づく援護を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。ただし、被爆者年金を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合、この限りでない。

(公課の禁止)

第四十条 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準として、課することができない。

2 援護に關する書類及び第三十二条に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に關する書類には、印紙税を課さない。

(不正利得の徴収)

第四十一条 厚生大臣又は都道府県知事は、偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく援護を受けた者があつたときは、国税徴収の例により、その者から、当該援護に要した費用に相當する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(交付金)

第四十二条 国は、政令で定めるところにより、

医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県（広島市長又は長崎市長が行うこれらの支給及び事務に要する費用については、広島市長又は長崎市長）に交付する。

（子又は孫に対する適用等）

第四十三条 都道府県知事は、第二十条各号に掲げる者の子（同条第四号に該当する者を除く。以下この条において同じ。）又は孫から申出があつた場合には、これらの者に対して、第五条から第七条までの規定の例により、健康診断を行うものとする。

2 第二十条各号に掲げる者の子又は孫で政令で定める疾病にかかつている旨の都道府県知事の認定を受けたものは、当該各号に掲げる者とみなしてこの法律の規定（被爆者年金、特別給付金及び葬祭料に係る規定を除く。）を適用する。

第三章 不服申立て

（異議申立期間）

第四十四条 被爆者年金又は特別給付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

（原子爆弾被爆者等援護審議会の意見の聴取）

第四十五条 厚生大臣は、前条第一項に規定する処分についての不服申立てに対する決定をするに当たっては、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴かなければならない。

（時効の中断）

第四十六条 第四十四条第一項に規定する処分についての不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

（不服申立てと訴訟との関係）

第四十七条 第四十四条第一項に規定する処分を取消しの訴えは、当該処分についての異議申立

て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（再審査請求）

第四十八条 広島市長又は長崎市長が行う被爆者援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができるものとする。

第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所

（原子爆弾被爆者保護施設）

第四十九条 国は、原子爆弾被爆者保護施設を設置しなければならない。

2 原子爆弾被爆者保護施設は、高年齢の被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他特に保護（治療を含む。以下この項において同じ。）を必要とする被爆者を収容し、その保護を行う施設とする。

（原子爆弾被爆者相談所）

第五十条 都道府県並びに広島市長及び長崎市長は、原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。

2 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に応ずる施設とする。

3 国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆者相談所を設置した都道府県及び市に対し、その設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

第五章 原子爆弾被爆者等援護審議会

（設置及び権限）

第五十一条 厚生大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附属機関として、原子爆弾被爆者等援護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に意見を述べることができる。

（委員）

第五十二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、被爆者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者及び被爆者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

（専門調査員）

第五十三条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置く。

（政令への委任）

第五十四条 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

（放射線影響研究所に対する助成）

第五十五条 国は、財団法人放射線影響研究所に対し、その事業に要する費用について、予算の範囲内において補助するものとする。

2 国は、財団法人放射線影響研究所の事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

（戸籍事項の無料証明）

第五十六条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする。）は、この法律に基づく援護を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、その者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（権限の委任）

第五十七条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

（省令への委任）

第五十八条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第七章 罰則

第五十九条 この法律による健康診断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第六十条 第八条第二号各号に規定する医療を行った者又はこれを使用する者が、第十五条第三項（第十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員との質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、五万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年一月一日から施行する。

（原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止）

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）

二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十二年法律第五十三号）

（経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（以下「旧被爆者医療法」という。）第三条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者は、第三条の規定により被爆者援護手帳の交付を受けた者とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第三条第一項の規定によつてなされている被爆者健康手帳の交付の申請は、第三条第一項の規定によりなされた被爆者援護手帳の交付の申請とみなす。

第五条 旧被爆者医療法第四条の規定により行つた健康診断に関する記録の保存については、なお従前の例による。

第六条 この法律施行の際現に旧被爆者医療法第八條第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者は、第九條第一項の規定により厚生大臣の認定を受けている者とみなす。

第七條 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第九條第一項又は第十四條の三第一項の規定により指定されている病院若しくは診療所又は薬局は、それぞれ第十條第一項又は第十七條第一項の規定により厚生大臣又は都道府県知事が指定した病院若しくは診療所又は薬局とみなす。

第八條 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第七條第一項に規定する医療の給付に係る診療報酬の審査及び支払並びに報告の請求及び検査については、なお従前の例による。

第九條 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第十四條第一項に規定する医療費又は旧被爆者医療法第十四條の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給に関しては、なお従前の例による。

第十條 この法律の施行前に附則第二條の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定により支給事由が生じた医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当又は葬祭料に関しては、なお従前の例による。

第十一條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二條 附則第三條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

省において作成する毎月勤労統計における労働者の年度平均の給与額（以下「平均給与額」という。）が昭和五十八年度（この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度）の平均給与額の百分の百五を超え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の四月以降の被爆者年金の額を改定する措置を講じなければならぬ。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

（調査）

第十四條 厚生大臣は、速やかに、第二條各号に掲げる者その他この法律に基づく援護を受けることができる者の状況について調査しなければならない。

（地方財政法の一部改正）

第十五條 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十條中第八號の四を削り、第八號の五を第八號の四とする。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第十六條 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十一年法律第四十一号）第十二條第三項若しくは第十四條の四第一項」を「原子爆弾被爆者等援護法（昭和五十八年法律第九号）第十三條第三項（第十六條第六項において準用する場合を含む。）」に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二條第四項若しくは第十四條の四第二項」を「原子爆弾被爆者等援護法第十三條第四項（第十六條第六項において準用する場合を含む。）」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置）

第十七條 この法律の施行前に行われた旧被爆者医療法第七條第一項又は第十四條の二第一項の規定による医療に係る旧被爆者医療法第九條第一項又は第十四條の三第一項に規定する医療に係る診療報酬又は一般疾病医療費に相当する額の支払に関しては、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 項又は第十四條の三第一項に規定する医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費に相当する額の支払に関しては、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（厚生省設置法の一部改正）

第十八條 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第十五号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十一年法律第四十一号）」の定めるところにより、「を」原子爆弾被爆者等援護法（昭和五十八年法律第九号）の定めるところにより、被爆者年金及び特別給付金を受ける権利を裁定し、並びに」に改める。

第九條第三号を次のように改める。

第二十九條第一項の表中「原子爆弾被爆者医療審議会」を「原子爆弾被爆者等援護審議会」と改める。

（精神衛生法の一部改正）

第十九條 精神衛生法（昭和二十五年法律第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二條第六項中「戦傷病者特別援護法（昭和三十一年法律第六十八号）」の下に「又は原子爆弾被爆者等援護法（昭和五十八年法律第九号）」を加える。

（地方税法の一部改正）

第二十條 地税法（昭和二十五年法律第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の十四第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十一年法律第四十一号）」を「原子爆弾被爆者等援護法（昭和五十八年法律第九号）」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第二十二條 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第十五條の二「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」の下に「及び原子爆弾被爆者等援護法（昭和五十八年法律第九号）」を加える。

三 原子爆弾被爆者等援護法を施行すること。

第九條第三号の二を削る。

第十五條中「検疫所」を「国立原子爆弾被爆者保護施設」に改める。

第二十條の次に次の一条を加える。

（国立原子爆弾被爆者保護施設）

第二十條の二 国立原子爆弾被爆者保護施設は、高年齢の被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他特に保護（治療を含む。）以下この項において同じ。）を必要とする被爆者を取り容れ、その保護を行う施設とする。

2 国立原子爆弾被爆者保護施設の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

厚生大臣の諮問に應じて、原子爆弾被爆者の医療等に関する重要事項を調査法の施行に関する重要事項を調査審議すること。

（結核予防法の一部改正）

第二十一條 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項中「戦傷病者特別援護法（昭和三十一年法律第六十八号）」の下に「又は原子爆弾被爆者等援護法（昭和五十八年法律第九号）」を加える。

第三十五條第二項中「戦傷病者特別援護法」の下に「若しくは原子爆弾被爆者等援護法」を加える。

護法(昭和五十八年法律第 号)を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十三条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十八年法律第 号)」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第二十四条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項に次の一号を加える。

七 原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十八年法律第 号)に基づく年金たる給付

第七條第二項第四号中「第五号まで」の下に「及び第七号」を加える。

(通算年金通則法の一部改正)

第二十五条 通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第四号中「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)に基づく障害年金」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)に基づく障害年金又は原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十八年法律第 号)に基づく被爆者年金」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二十六条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十八年法律第 号)に基づく年金たる給付

(老人保健法の一部改正)

第二十七條 老人保健法の一部を次のように改正する。

第五十條の次に次の一条を加える。
(被爆者一般疾病医療費の負担の特例)

第五十條の二 国は、前二條の規定にかかわらず、原子爆弾被爆者等援護法(昭和五十八年法律第 号)第十六條第一項本文に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病の医療に要する費用については、その十分の三を負担する。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二百五十五億円の見込みである。

三月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、優生保護法改正反対に関する請願(第一三三三〇号)

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(第一三三三三〇号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第一三三三三〇号)

一、てんかんの総合対策に関する請願(第一三三三三〇号)

一、優生保護法改正反対に関する請願(第一三三七七号)(第一三三三三〇号)

一、婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願(第一四三二二号)

一、優生保護法第十四條の改正反対に関する請願(第一四三二二号)

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(第一四三二二号)(第一四三三三〇号)

一、優生保護法の改正に関する請願(第一四三三三〇号)(第一四三三七七号)(第一四三八八号)(第一四三三九号)(第一四四〇号)(第一四四一〇号)(第一四四二二号)(第一四四三三〇号)(第一四四四四号)

一、優生保護法改正反対等に関する請願(第一四四四四号)

一、優生保護法一部改正反対に関する請願(第一四四四四号)

一、優生保護法の一部改正反対に関する請願(第一四四四四号)

一、婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願(第一四四四四号)

一、優生保護法一部改正反対等に関する請願(第一四四四四号)

一、婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願(第一四四四四号)

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(第一四四四四号)

一、優生保護法の改正に関する請願(第一四四四四号)(第一四四七七七号)(第一四四七八号)(第一四四七九号)(第一四八〇号)(第一四八二二号)(第一四八三三〇号)(第一四八四四号)

一、婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願(第一四四四四号)

一、優生保護法一部改正反対に関する請願(第一四四四四号)

一、婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願(第一四四四四号)

一、基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(第一四四四四号)

一、優生保護法の改正に関する請願(第一四四四四号)(第一四四四七号)(第一四四四八号)(第一四四四九号)(第一四四五〇号)(第一四四五一〇号)(第一四四五二二号)(第一四四五三三〇号)

一、婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願(第一四四四四号)

一、優生保護法第十四條の改正反対等に関する請願(第一四四四四号)

一、優生保護法一部改正反対に関する請願(第一四四四四号)

一、婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願(第一四四四四号)

一、優生保護法第十四條改正反対等に関する請願(第一四四四四号)

一、優生保護法一部改正反対等に関する請願(第一四四四四号)

一、優生保護法第十四條の改正反対等に関する請願(第一四四四四号)

一、優生保護法一部改正反対等に関する請願(第一四四四四号)

一、優生保護法第十四條の改正反対等に関する請願(第一四四四四号)

一、原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願(第一五九二二号)

一、優生保護法の一部改正反対に関する請願(第一五九三三〇号)(第一五九四四号)

一、優生保護法一部改正反対に関する請願(第一五九五五号)

一、婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願(第一五九六六号)(第一五九七七号)

一、原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願(第一六一二二号)

第一三三〇号 昭和五十八年三月四日受理
優生保護法改正反対に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市元町七ノ一八
米山チエ 外十九名

紹介議員 中山 千夏君
この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第一三三三三〇号 昭和五十八年三月四日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(五通)

請願者 宮崎市元宮町九ノ三五日本臨床看護
護家政協会宮崎県支部内 田之上
真吉 外七十九名

紹介議員 上條 勝久君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一三三三四号 昭和五十八年三月四日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願

請願者 島根県松江市北堀町二一 一社団法
人日本臨床看護家政協会島根県支部内 松井愛 外十五名

紹介議員 成相 善十君
この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一三三五五号 昭和五十八年三月四日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 神戸市兵庫区浜山通四ノ一ノ一六
柏木時子 外三千四百五十二名

紹介議員 渡部 通子君

この請願の趣旨は、第三一五号と同じである。

第一三三六号 昭和五十八年三月四日受理

てんかんの総合対策に関する請願

請願者 東京都新宿区西早稲田二ノ二ノ八
社会福祉法人全国心身障害児福祉
財団内社団法人日本てんかん協会
内 河村ちひろ 外千五名

紹介議員 渡部 通子君

この請願の趣旨は、第三一六号と同じである。

第一三三七号 昭和五十八年三月四日受理

優生保護法改正反対に関する請願

請願者 東京都府中市四谷一ノ三ノ八 吳
陽子 外二百九十七名

紹介議員 渡部 通子君

この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第一三三三三号 昭和五十八年三月五日受理

優生保護法改正反対に関する請願

請願者 東京都杉並区成田西二ノ三ノ二〇
山地一寿 外五十名

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第一四三二一号 昭和五十八年三月七日受理

婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願

請願者 東京都柏江市中和泉一ノ二七ノ七
紀平悌子 外二百五十五名

紹介議員 柏原 ヤス君

優生保護法第十四条第一項第四号「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」のなかから「経済的理由」を削除しないようにされたい。

理由

(一)国連の人権宣言や婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約にみられるように、子どもの出生に関し、当事者である両親、特に婦人の決定に拠るべきであり、優生保護法の改正は基本的人権の侵害である。(二)胎児の生命尊重は当然で、妊娠中絶は望ましいことではないが、優生保護法の目的には母体の生命、健康の保護がうたわれており、医学的、社会的、生活的に特別の理由がある場合のみ中絶を認めているのである。妊娠初期の風疹感染による重度心身障害児の出生の問題など、合理的理由がありながら条項がないため経済的理由の枠のなかで解決している例も多く、また、住宅難、生活難も中絶の原因となつてゐる。経済的理由を削除すれば、非合法堕胎に流れるおそれがあり、妊婦死亡率を高めるとともに、堕胎罪による刑事罰を受ける婦人が多くなり、女性差別を招来する。(三)人工妊娠中絶の減少には、子どもを安心して産み育てられる社会環境の整備、母子保健福祉対策の充実、労働基準法の徹底など若年妊娠の防止策がないままの改正は本末転倒である。(四)優生保護法は、人口政策を第一義として誕生しており、改正は優生保護という名称から改めるべきで、生命、人権に関する改正については極めて慎重にあたるべきである。特に、妊娠中絶の主体である婦人の声を十分に反映すべきであり、優生保護部会委員十三名中婦人一名という状況での法改正の検討は認めることができない。

理由

容は優生保護法第十四条の医師の認定による人工妊娠中絶を認めた条項のなかから「経済的理由」を削除しようとするものであるが、これは現下の我が国の社会情勢を無視し、かつ世界のうす勢に逆行するものであり、全く容認できない。ついては、現行優生保護法の改正に反対されたい。

理由

(一)昭和三十年代から四十年代前半にかけて我が国経済は目覚ましい発展を遂げ、この間国民生活もかなりの改善をみたといえ、いまだ多数の国民が生活に不安を抱えている。現実に昭和四十六年度における被保護世帯は、七十四万世帯、実人員百四十二万人にも達しており、かつしだいに増加の傾向すらみせている。このような現実を見る限り、我が国において貧困が減少しつつあるとすることは早計といわざるをえない。(二)我が国の優生保護法は、優生手術、人工妊娠中絶及び家族計画をその柱としているが、受胎調節による妊娠抑制効果についての昭和四十年の報告によれば、受胎調節と人工妊娠中絶の比は七対三であり、このことは人工妊娠中絶が人口抑制の要因でないことを示している。(三)胎児といえどもその生命は尊重されるべきが当然であるが、現実には祝福されざる妊娠・出産の場合、育児、家族の生活等これらが十分に保障される社会保障、社会福祉の諸制度の整備が伴わなければそれは空論に等しい。このような制度の確立なしに人工妊娠中絶を制限するならば、かえつて非合法中絶を増加させ、母体の死亡率は激増する。このことは既に米等国において歴史的に認められた事実であり、近年、世界のうす勢も制限緩和の方向に進みつつある。四更に、国連の人権宣言(昭和四十二年)、国際婦人年世界会議(昭和五十年)においても子どもの数や出産間隔等については夫婦の基本的な人権に属するもので国家が介入すべきものではないとしている。したがつて、これを制限することは、世界の良識にもとるものであり、時代に逆行するものといわざるをえず、もしこれを強行すれば、かえつて社会的

混乱を助長することとなる。

第一四三三四号 昭和五十八年三月七日受理

基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(二通)

請願者 岡山市幸徳町四ノ一五ノ四 渡辺 静 外四十七名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一四三五号 昭和五十八年三月七日受理

基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市伝馬町三ノ二山口 家政婦紹介所内 山口ミエ 外七十八名

紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一四三六号 昭和五十八年三月七日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 岩手県二戸市福岡下町二九 高畑 榮一 外二百名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一四三七号 昭和五十八年三月七日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 茨城県勝田市後台片岡四二ノ二 小出昌彦 外二百名

紹介議員 岩上 二郎君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一四三八号 昭和五十八年三月七日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 札幌市中央区南十八条西一四丁目 下垣正子 外四千八百名

紹介議員 岩本 政光君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一四三九号 昭和五十八年三月七日受理
優生保護法の改正に関する請願

請願者 秋田市橋山城南町四ノ二八 阿部利左衛門 外四千八百名

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一四四〇号 昭和五十八年三月七日受理
優生保護法の改正に関する請願

請願者 福島県郡山市駅前一ノ四ノ七 藤根トメヨ 外二千四百名

紹介議員 鈴木 正一君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一四四一号 昭和五十八年三月七日受理
優生保護法の改正に関する請願

請願者 福島県郡山市富田町上ノ台 鈴木一郎 外四千八百名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一四四二号 昭和五十八年三月七日受理
優生保護法の改正に関する請願

請願者 札幌市中央区北二条西二四丁目 早坂久雄 外四千八百名

紹介議員 高木 正明君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一四四三号 昭和五十八年三月七日受理
優生保護法の改正に関する請願

請願者 札幌市西区手稲宮の沢二九三ノ二 ○中澤善和 外四千八百名

紹介議員 中村 啓一君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一四四四号 昭和五十八年三月七日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 山形県最上郡戸沢村津谷一、六四〇ノ五 荒川元宏 外二千四百名

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一四五四号 昭和五十八年三月八日受理
優生保護法改正反対等に関する請願

請願者 大阪府吹田市藤白台一ノ一ノDノ二九ノ四〇六 刈谷信子 外四名

紹介議員 沓脱タケ子君

経済大国との理由で、人工妊娠中絶の許可を定めている優生保護法第十四条第一項第四号から「経済的理由」を削除するうごきがあるが、新日本婦人の会は、この改悪によつて人工妊娠中絶の適用の幅を狭くすることに、強く反対する。国民の暮らしは、苦しくなつており、家計を支えるために働く婦人も増えているが、臨調路線のもとで福祉が切り捨てられ、働きながら子どもを安心して産み育てる社会的条件は一層厳しくなつていく。このようななかで経済的理由を削除するならば、非合法の中絶が増え、妊婦の死亡率や母性破壊は深刻になる。国連人権宣言や国際婦人年世界会議の世界行動計画でも、子どもを産むことは、国が介入したり、法律で規制する問題ではなく個人と夫婦の基本的権利であると明確にうたつていっている。ついで、次の事項の実現を図らなければならない。

一、優生保護法第十四条第一項第四号から「経済的理由」を削除しないこと。
二、計画出産のための避妊知識の普及や子どもたちへの正しい性教育などに力を入れること。
三、安心して子どもを産み育てられる条件を充実させ、児童手当の所得制限強化、保育予算の削減など臨調路線による福祉切捨てを行わないこと。

第一四五五号 昭和五十八年三月八日受理
優生保護法一部改正反対に関する請願

請願者 大阪市東区石町一ノ六永田ビル大

阪統一労働婦人連絡会自治労大

阪府本部衛生都市職員労働組合連

合会内 池本友子 外八千六百五十六名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第八六五号と同じである。

第一四五六号 昭和五十八年三月八日受理
優生保護法の一部改正反対に関する請願

請願者 大阪府北区西天満二ノ一ノ一〇大

阪地方裁判所内全司法労働組合大

阪支部内 池長秀吉 外四百九十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一二三〇号と同じである。

第一四四七号 昭和五十八年三月八日受理
婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願

請願者 東京都千代田区富士見一ノ五ノ八 阿曾のぶ子 外六十五名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一四三二号と同じである。

第一四四八号 昭和五十八年三月八日受理
優生保護法一部改正反対等に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一県庁

内自治労滋賀県本部内優生保護法

改悪に反対する滋賀県連絡会内

西川豊子 外四十九名

紹介議員 山田耕三郎君

政府は優生保護法を改悪しようとしているが、同法第十四条第一項第四号「妊娠の継続又は分べんが身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」の条文より、「経済的理由」を削除することに我々は反対である。経済大国になつたから経済的理由が不要になつたとい

うのは、長びく不況・高物価・重税のもとでの今日の婦人の生活実情を無視するものである。婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約にも明記されているように、子どもの数と出産の間隔を自由かつ責任をもつて決定することは、人間の基本的権利として個人が有するものであり、国家が介入すべきものでない。安心して子どもを産み育てられる社会的施策や福祉の拡充、母性保護規定の拡充などの労働条件の向上、性教育の充実や受胎調節指導の強化などこそ早急に図るべきである。また、改悪の実施によつて、非合法の中絶が増え、妊産婦死亡率が増加することは外国の例などからも明らかである。よつて、次の事項について決議された。

一、優生保護法第十四条第一項第四号から「経済的理由」を削除しないこと。
二、避妊知識の普及、正しい性教育に力を入れ、安心して子どもを産み育てられる社会条件を充実すること。

第一四四四号 昭和五十八年三月八日受理
婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願

請願者 静岡県富士市伝法九二六 渡辺房

紹介議員 江 外二十五名

この請願の趣旨は、第一四三二号と同じである。

第一四七五号 昭和五十八年三月八日受理
基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願(二通)

請願者 岡山市駅前町二ノ七ノ一九有限会

社博愛看護婦家政婦紹介所内 秋山こつみ 外四十五名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一四七六号 昭和五十八年三月八日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 栃木県黒磯市共榮社九四 佐藤勝枝 外千二百名

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一四七七号 昭和五十八年三月八日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市今泉町二、五一八 有坂四郎 外千二百名

紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一四七八号 昭和五十八年三月八日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 長野県須坂市北横町一、三三二 塩野嘉吉 外三千六百名

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一四七九号 昭和五十八年三月八日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 新潟県上越市昭和町一ノ一七ノ一 八 五十嵐ヨシ 外三千六百名

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一四八〇号 昭和五十八年三月八日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 埼玉県浦和市本太一ノ二八ノ一三 奥田登志 外二千四百名

紹介議員 名尾 良孝君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一四八一号 昭和五十八年三月八日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 山梨県韮崎市藤井町南下条六二二 村田百代 外三千六百名

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

紹介議員 中村 太郎君

第一四八二号 昭和五十八年三月八日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 長野県松本市中央二ノ六ノ六 大和武雄 外三千六百名

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一四八三号 昭和五十八年三月八日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 群馬県佐波郡赤堀村堀下三七 蜂須博明 外二千四百名

紹介議員 福田 宏一君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一四八四号 昭和五十八年三月八日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 山梨県韮崎市藤井町南下条六二二 村田富補 外三千六百名

紹介議員 降矢 敬雄君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一四九一号 昭和五十八年三月九日受理

婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願

請願者 岡山県邑久郡邑久町山田庄四九八 赤枝豊子 外四十九名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一四三二号と同じである。

第一四九四号 昭和五十八年三月九日受理

婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区上祖師谷三ノ二ノ一五 金子きみ 外二百五十五名

紹介議員 渡部 通子君

この請願の趣旨は、第一四三二号と同じである。

第一四九五号 昭和五十八年三月九日受理

優生保護法一部改正反対に関する請願

請願者 東京都練馬区早宮三ノ三六ノ一〇 齊藤今朝男 外六十九名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第八六五号と同じである。

第一五一〇号 昭和五十八年三月九日受理

婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区渋谷一ノ一七ノ七全 国婦人会館内全国各地域婦人団体連絡協議会内 大友よぶ 外五十五名

紹介議員 宇都宮徳馬君

この請願の趣旨は、第一四三二号と同じである。

第一五一一号 昭和五十八年三月九日受理

基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願

請願者 川崎市川崎区小田一ノ二二ノ一三 聖心家政婦紹介所内 中村八重子 外十五名

紹介議員 福田 宏一君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一五二二号 昭和五十八年三月九日受理

基準看護指定病院に入院した患者に対する付添看護婦等の容認に関する請願

請願者 佐賀県武雄市甘久武雄家政婦紹介所内 久保山イソエ 外二十五名

紹介議員 大坪健一郎君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一五一三三号 昭和五十八年三月九日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 愛知県常滑市末広町二ノ八三 小

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

紹介議員 島部良 外一万二千名 大木 浩君

第一五一四号 昭和五十八年三月九日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 北海道赤平市平岸一五九ノ九六 柳本栄美 外四千八百名

紹介議員 北 修二君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一五一五号 昭和五十八年三月九日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 静岡県大岩本町二ノ六 堅田敦子 外三千六百名

紹介議員 熊谷 弘君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一五一六号 昭和五十八年三月九日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 岐阜県各務原市那加桜町二ノ二〇 二 古川徳美 外四千八百名

紹介議員 杉山 令肇君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一五一七号 昭和五十八年三月九日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町米沢四六ノ一 大江茂一 外千二百名

紹介議員 高平 公友君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一五一八号 昭和五十八年三月九日受理

優生保護法の改正に関する請願

請願者 静岡県掛川市小鷹町九〇 栗山高

紹介議員 戸塚 進也君

この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一五一九号 昭和五十八年三月九日受理
優生保護法の改正に関する請願
請願者 新潟県長岡市中沢町二二一ノ八
佐藤日出夫 外三千六百名

紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一五二〇号 昭和五十八年三月九日受理
優生保護法の改正に関する請願
請願者 岐阜県大垣市錦町二 伊藤すぎ子
外四千八百名

紹介議員 藤井 孝男君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一五二二号 昭和五十八年三月九日受理
優生保護法の改正に関する請願
請願者 大阪府和泉市上代町八六ノ二 上
田千代野 外四千八百名

紹介議員 森下 泰君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一五二三号 昭和五十八年三月九日受理
優生保護法の改正に関する請願
請願者 福井県敦賀市神楽町一ノ四ノ一八
藤野浩 外二千四百名

紹介議員 山内 一郎君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一五二三号 昭和五十八年三月九日受理
優生保護法の改正に関する請願
請願者 京都市左京区一乗寺赤ノ宮町一〇
永尾清

紹介議員 上田 稔君
この請願の趣旨は、第九五八号と同じである。

第一五二五号 昭和五十八年三月九日受理

優生保護法の一部改正反対に関する請願
請願者 大阪府枚方市山之上一五ノ三九ノ二
一 加藤喜美子 外七十九名

紹介議員 香取タケ子君
この請願の趣旨は、第一二三〇号と同じである。

第一五二六号 昭和五十八年三月九日受理
婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願
請願者 東京都新宿区下落合三ノ一四ノ二
五日本キリスト教婦人矯風会内
篠原喜美 外二十五名

紹介議員 香取タケ子君
この請願の趣旨は、第一四三一号と同じである。

第一五二九号 昭和五十八年三月十日受理
婦人の立場から優生保護法の改正反対に関する請願
請願者 東京都国立市西一ノ四ノ四 相良
静子 外四百七十七名

紹介議員 目黒今朝次郎君
この請願の趣旨は、第一四三一号と同じである。

第一五九〇号 昭和五十八年三月十日受理
優生保護法第十四条改正反対等に関する請願
請願者 京都市右京区西院下花田町二一ノ
三 京建労働主婦の会内 西村富美枝
外千三百四十七名

紹介議員 佐藤 昭夫君
日本は経済大国になつたとの理由で、人工妊娠中絶の許可条件を定めた優生保護法の第十四条第一項第四号から「経済的理由」を削除するうごきがあるが、我々は、優生保護法の改悪によつて、人工妊娠中絶の適用の幅を狭くすることに強く反対する。国民の暮らしはますます苦しくなつており、家計を支えるために働く婦人も増えている。更に、臨調路線のもとで福祉が切り捨てられ、働きながら安心して子どもを産み育てる社会的条件

は一層厳しくなつていく。もちろん中絶は望むものではないが、人工妊娠中絶を減少させるには、安心して子どもを産み育てられる社会的施策の充実、労働基準法の母性保護規定の拡充などがまず必要である。生活難、住宅難、保育施設や社会福祉施設の不足など、産みたくても産めない今日の社会環境をそのまゝにして、経済的理由を削除し、法による禁止を行えば、非合法の中絶が増え、妊婦の死亡率が高まり母性破壊が更に深刻な事態となることは、他国の例をみても明らかである。国連人権宣言や国際婦人年世界会議の世界行動計画でも、子どもを産むことは、国家が介入したり、法律で規制する問題でなく、個人と夫婦の基本的権利であると明確にうたつてゐる。また、十代の性非行や中絶の増加も改悪を進める理由になつてゐるが、この問題の真の責任は、暴力や殺人を肯定したり、性を商品化したりする社会全体の退廃現象など諸環境を破壊してきた政府、自民党にあり、この責任こそ厳しく追及されなければならぬ。子どもたちの人間としての健全な成長に必要な教育・文化・モラルの確立、正しい性教育の普及こそ求められてゐるのである。前回（昭和四十七年）及び今回の優生保護法改悪が言いだされた経過をみても、その背景には、経済的、軍事的立場から出生率を高めようとの意図がある。戦時中、「生めよ、増やせよ」の国策に従わざれた苦い経験からも、今回の危険な改悪には絶対に反対である。ついでに、次の事項について実現を図らねばならない。

第一五九一号 昭和五十八年三月十日受理
優生保護法第十四条の改正反対等に関する請願
請願者 京都市左京区下鴨岸本町五 浅井
元子 外四百八十三名

紹介議員 佐藤 昭夫君
日本は経済大国になつたとの理由で、人工妊娠中絶について定めてゐる優生保護法第十四条第一項第四号から「経済的理由」を削除するうごきがあり、厚生省は法案提出を準備してゐる。我々の暮らしはますます苦しく、臨調路線のもとで福祉が切り捨てられ、子どもを安心して産み育てる社会的条件は一層厳しくなつてゐる。このような状況のなかで経済的理由を削除すれば、非合法の中絶が増え、妊婦の死亡率が上がり、母性破壊は更に深刻になる。国連人権宣言や、国際婦人年世界会議の世界行動計画でも、子どもを産むことは、国が介入したり、法律で規制する問題でなく個人と夫婦の基本的権利であると明確にうたつてゐる。ついでに、次の事項について実現を図らねばならない。

一、優生保護法第十四条第一項第四号から「経済的理由」を削除しないこと。

二、計画出産のための避妊知識の普及や、子どもへの正しい性教育などに力を入れること。

三、安心して子どもを産み育てられる条件を充実させ、健康保険の出産への適用、入院助産制度の拡充を図り、児童手当の所得制限強化・保育予算の削減など臨調路線による福祉切捨てをやめること。

第一五九二号 昭和五十八年三月十日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願
請願者 岡山県玉野市榎ヶ原九六一 大田
泰司 外九百九十九名

紹介議員 大石 武一君
人類史上最初の核戦争の犠牲となつた広島・長崎の被爆者は、核戦争がどのような地獄の惨禍をもたらすかを体験から知つてゐる。原爆は、いまでも

